
平成29年 第83回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 4 日）

平成29年 6 月20日（火曜日）

議事日程（第 4 号）

平成29年 6 月20日 午前 9 時開議

- 日程第 1 議案第44号 田井公園整備工事請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第45号 公の施設に係る指定管理者の指定の変更について
- 日程第 3 議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 4 議案第47号 平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第48号 平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 議案第49号 平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 7 議案第50号 平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 8 議案第51号 平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 9 議案第52号 平成29年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第10 議案第53号 平成29年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第11 議案第54号 平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第12 議案第55号 平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第13 発議第 1 号 新温泉町ふるさと産品地産地消推進条例の制定について
- 日程第14 請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について（義務教育常任委員長報告）
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第44号 田井公園整備工事請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第45号 公の施設に係る指定管理者の指定の変更について
- 日程第 3 議案第46号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 4 議案第47号 平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第 1 号）について

- 日程第5 議案第48号 平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第49号 平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第50号 平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第51号 平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第52号 平成29年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第53号 平成29年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第54号 平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第55号 平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 発議第1号 新温泉町ふるさと産品地産地消推進条例の制定について
- 日程第14 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について（総務教育常任委員長報告）
- 追加日程第1 意見書案第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書の提出について
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員（15名）

1番	中井勝君	2番	谷口功君
3番	宮脇諭君	5番	植田光隆君
6番	岡坂峰雄君	7番	谷田一富君
8番	中村茂君	9番	西村敏弘君
10番	西村銀三君	11番	中井次郎君
12番	池田宜広君	13番	宮本泰男君
14番	岩本修作君	15番	高橋邦夫君
16番	小林俊之君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 仲 村 祐 子君 書記 中 井 勇 人君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岡 本 英 樹君	副町長	小 西 清 司君
教育長	岡 本 操君	温泉総合支所長	太 田 洋 二君
牧場公園園長	池 内 俊 久君	総務課長	西 村 大 介君
企画課長	井 上 弘君	税務課長	長谷阪 治君
町民課長	谷 田 善 明君	健康福祉課長	森 本 彰 人君
商工観光課長	岩 垣 廣 一君	農林水産課長	仲 村 秀 幸君
建設課長	田 中 雅 樹君	上下水道課長	松 岡 清 和君
町参事	土 江 克 彦君	浜坂病院事務長	吉 野 松 樹君
会計管理者	中 村 光 春君	こども教育課長	西 村 徹君
生涯教育課長	川 夏 晴 夫君	調整担当	小 谷 豊君
代表監査委員	川 崎 雅 洋君		

午前9時00分開議

○議長（小林 俊之君） 皆さん、おはようございます。

第83回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、議員各位におかれましては、公私ともに御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、平成29年度一般会計補正予算及び各特別会計・公営企業会計補正予算並びに条例制定を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長、挨拶。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 議員の皆さん、おはようございます。

定例会4日目になりましたが、議員各位におかれましては、御多用の中、連日の御精励に心から敬意を表する次第であります。

本日は、事件案3件、平成29年度一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算につきまして御審議を賜るところでございます。議員各位におかれましては、適切妥当な御議決を賜りますように心からお願いを申し上げます、一言お礼の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、

第 8 3 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 議案第 4 4 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 1、議案第 4 4 号、田井公園整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、田井公園整備工事の請負契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の御議決をお願い申し上げるものであります。

内容につきましては、町民課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 田井公園整備工事請負契約の締結について御説明いたします。

先ほど町長が申しましたように、田井公園整備工事の契約締結に当たりまして、議会の御議決をお願いするものでございます。説明の都合上、審議資料の 6 8 ページをごらんください。

初めに、工事概要について説明をさせていただきます。まず、事業の目的ですが、平成 2 8 年 5 月でごみの焼却を終了いたしました新温泉町クリーンセンターのごみ処理施設を解体撤去しまして、跡地をグラウンドとして整備しまして、広く地域住民の憩いの場として提供するものでございます。

施設の名称、施設の概要ですが、名称が新温泉町クリーンセンター、所在が新温泉町田井 2 5 0 の 1、建築年次ですが、平成 2 年度から建築を始めまして、平成 4 年 4 月より稼働いたしております。また、平成 1 1 年に排ガス高度処理施設の改修を行いまして、平成 1 2 年の 4 月より排ガスの高度処理の稼働をいたしているところでございます。規模及び処理方法ですが、ごみ焼却処理で 1 5 トン炉が 2 つで、日 3 0 トン炉で、ストーカ方式によるごみ焼却施設でございます。敷地面積が 1 万 2, 7 4 0 平米。

それでは、今回の工事の概要ですが、まずごみ処理施設の解体撤去工事といたしまして、まず仮設工事を行います。仮設工事は、足場を組みまして、施設それぞれをシートで養生しまして、ダイオキシン、また空中浮遊物質等の飛散を防止いたします。また、公道への泥等が出ないように、タイヤ洗浄装置を施設内に設けます。

アスベスト対策養生につきましては、アスベストは今のところ調べた範囲ではなかったんですけど、アスベスト対策養生も兼ねて完全に密閉する形での養生を行うところでございます。それから、解体に先立ちまして除染工事を行います。除染は、高圧洗浄

水でダイオキシン類で汚染された施設内部を除染を行っていくものでございます。

続きまして、土木の建築解体工事でございます。71ページをごらんください。71ページの黄色で塗ってあるところが解体するところでございます。赤で囲ってある範囲が土木で今回解体する範囲等でございます。まず、①番の工場棟でございます。これが焼却棟でございます。それから、②番、灰固化棟、これがばいじんを固化して安定化させるための施設でございます。③番、灰バンカ棟、灰バンカ棟と申しますのは、焼却灰の処理を行うための施設でございます。続きまして、④番が車庫棟でございます。⑤番が屋外ヤード棟、車庫棟と屋外ヤード等につきましては、車庫なり有価物等の処理に利用しておりました。

⑥番が倉庫棟でございます。これは上の段にありまして、倉庫でいろいろなものを、有価物だったり、そのほか施設の設備のパーツだったりを置いておりました。⑦番が洗車場でございます。これは、パッカー車等を洗車するのに用いた場所でございます。⑧番がオイルタンクでございます。これは、工場等で使用しました助燃用灯油をためておくためのオイルタンクでございます。この黄色い部分について全て撤去いたし、またその地下にある基礎ぐい、PCぐいなんです、基礎ぐいについても全て抜いて撤去いたします。それが解体撤去工事でございます。

それから、終わった後は良質な土を搬入してグラウンドの高さまでしまして、72ページをごらんください。72ページがグラウンドの田井公園の整備の概要図でございます。真砂土でグラウンドとして整備いたします。また、フェンスは既設のものを利用いたしますが、あいてる部分が2カ所ありますので、フェンスの補修工事を行います。それと、あと斜面につきまして、上の段と下の段との斜面を安定勾配に整形し直しまして、芝を張って斜面の安定を図ってまいります。それから、あと管理棟につきましては、工事中は現場事務所として使用させ、工事後は書庫等での利用を考えております。以上が工事の概要でございます。

議案第44号本文に戻っていただきまして、契約の目的が田井公園整備工事、契約の方法は指名競争入札、契約の金額は3億5,748万円、契約の相手方が兵庫県美方郡新温泉町芦屋338番地の1、株本建設工業株式会社代表取締役、株本寛でございます。

あと、言い忘れましたが、ちょっと資料の67ページに入札公表調書をつけております。去る5月18日に町内5社による指名競争入札を行いまして、先ほどの契約相手方、株本建設工業が落札し、同社と仮契約を行ったところでございます。工期ですが、工期が平成31年3月10日まで、債務負担行為により2年間での工事を計画いたしております。

以上が工事の説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

14番、岩本修作君。

○議員（14番 岩本 修作君） この田井公園を一部公園として返して、残りの管理棟は書庫とするということなんですが、ここで1つ提案なんです、このたび浜坂認定こども園の移設先がすこやか広場という候補が入るとるんですが、もし仮にすこやか広場に決定したときに、この田井公園を全部グラウンド化にして、今ある浜坂認定こども園を書庫として利用したらどうでしょうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） グラウンド部分につきましては、すこやか広場ほど広くはないんですけど、自由に町民皆様が使っていただければいいかとは思いますが、すこやか広場ほどの広さが調整池や管理棟がある関係で広くはないですが、自由に使っていただけたらと思っております。認定こども園の利用方法につきましては、ちょっと私からは差し控えさせていただきます。以上です。

○議長（小林 俊之君） 14番、岩本修作君。

○議員（14番 岩本 修作君） その管理棟も壊して、すこやか広場で使える野球とかサッカー、そういったことは管理棟とかバックヤードのほうも全部埋めたら多分できると思うんですよ。そういったところをちょっと考えてもらって、もし本当にすこやか広場に決定した場合、今ある中学校にナイターをつけるとか、北小学校を利用するとかって言われてますが、多分それだけでは間に合っこんと思うんですよね。新たにやっぱり新しいグラウンドをつくっていただいて、書庫が要るんであれば本当に認定こども園を利用してもらったらいいと思うんで、その辺を前提に提案をしたいと思います。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 管理棟を壊すことは技術的には可能なんです、その下の調整池につきましては、ここを開発行為をしたときに義務づけられた調整池ですので、調整池を外すということはできないということを考えますと、ここで野球場をつくるというのは非常に難しい、現実的には不可能というふうに考えております。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） はなから今の提案について否定することばかりだ、最初から。真剣に本当に教育長、すこやか広場で悩みに悩んでおられるんだから、そういう代替もほんまにあり得るなど。もう一回しっかり検討してみようという、そういうスタンスで回答してもらわな余りにも乱暴過ぎる、答えが。本当に困るとるんでしょ、すこやかで。いや、別に困ってないと言うんだったら、それはそれで結構です。しかし、使い勝手の悪い公園を何ぼつくっても一緒。管理費がかかるだけ。福富のし尿処理場の跡についたって、町民が利用してるのを見たことがない、あそこで。何のための公園だと。公金を、税金をかけて整備するんだったら、利用される、親しまれる、そういう公園にしなければ何の意味もないと。もう一回その部分を答えていただきたい。

次に、課長、この工事の売りに出す根拠、いわゆる積算、これはコンサルを受けたんですか。解体をする、主に解体ですわ。解体するにはどれぐらいの経費がかかるとい

うのは、どういう形で積算されたんか。コンサルを入れたのか。

そして、この工事の中で、いわゆる残留ダイオキシン等の対策について、どういう基準で、工法でやるということのマニュアルはきちっとつくられたんですか。そういうものを今の落札した業者は技術として持っている。だから、こういう残留ダイオキシン等の、水銀もそうでしょう、焼却灰等の。そういう技術はここは持っているというふうに確信をしたというんか、確認をしたという行為はされたんですか。

ここにある工事の中で、この工事は、この作業は十分注意しなければならんなど。いわゆる残留の有害物質があるかもしれないと。この処理方法についてはきちっとせなあかんという工事は、どれとどれとどれなんでしょう。それも教えてください。

またもとに戻りますが、田井地区周辺の集落等公園化をします。地元が考えている公園化のイメージ、それと今回提案されている真砂土を置いてグラウンドにしますよ、御自由にどうぞというのと、その思いは合致してるんですか。私は、周辺地区が考えていた公園化と全然違うような気がしてならんです。その辺はどうでしょう。

それと管理棟、ことしから公営施設等の適正管理の基準を策定をしたと。その中の精神で、要らんもんは撤去しましょうと、有効利用できないものについては早い段階できちっと判断をします。なぜ残すんですか。この町にそれほどし尿処理場のあの部分が満杯になって、なおかつ書庫として利用しなければならないほど需要があるんですか。どうでしょう。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） まず最初に、否定してばかりかかっているわけではございませんで、これを開発して宅地造成した際に、調整池はその開発行為に伴って義務づけられた施設であるので、取り除くことができない。よって、野球場は面積的にできかねるというのを申し上げたまででございます。決して議員さんの発案をはなから否定したりするものではございません。ただ、客観的にそういうようなことがございますということを申し上げたところでございます。

それから、この積算につきましては、コンサルを入れて積算いたしております。それを参考に発注したところでございます。

それから、ダイオキシン類、またそのほかの騒音、振動、アスベスト類、いろいろなものがありますが、それぞれ環境基準において全て決まっております。それらを遵守するように仕様書で明確に規定いたしております。

それから、その業者がその能力を有するかという御質問ですが、これらにつきましては、それぞれ専門業者がおりまして、町内の業者では、それらに全て対応するということはできませんが、それを下請としてその業者を使うという能力は十分あるというふうな判断のもとに業者選定を行ったところでございます。

それから、地元につきましては、この田井公園整備の計画ができる前から、ずっと地元と協議はしてまいりました。最終的に真砂土でのグラウンド整備でいきたいというこ

とにつきましては、工事を出す前に、それぞれの役員会に出向きまして、田井と指杭に出向きまして役員皆様に御説明申し上げ、御理解いただいたということでございます。

○議長（小林 俊之君） よろしいか。

○議員（15番 高橋 邦夫君） どの工事を専門会社がするのかと。

○町民課長（谷田 善明君） 特にダイオキシンが発生が予想されるのはどれかというようなことですが、工事棟の解体、それと灰固化棟の解体撤去、灰バンカ棟解体撤去、煙突解体撤去などが特にダイオキシンが高いというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） コンサルはクボタですか、入れたのは。これクボタのプラントですね。私は、なぜコンサルを入れて、クボタですかというお尋ねをしたのは、このダイオキシン対策をしたときにクボタの見積もりと落札した業者の落札価格が3分の1以下になったと。3億、ちょうど今回と同じぐらいのダイオキシン対策経費をプラント会社のクボタを出してきたと。入札したら、神戸の会社が1億円、ざっとですよ。国からもらってた補助金も返したと、大きく差があり過ぎて。このことは御存じですね、そういうことがあったということ。

今回も、そういう懸念がないのかと。丸飲みでコンサルの言うことを聞いているけども、ましてや今回、先ほど残留ダイオキシンや有害物質等のものについて処理をするという能力がない会社とするなら、当然この最低価格を表示してるわけですから、それ以上の価格を入れるのは当たり前のことですね。適正な競争入札になってるのかという疑問もやっぱり残る。仮に有害物質等の専門業者が施工するとしても、元請会社があることをきちっといわゆる管理できる能力があるんですか。元請として残留有害物質等を撤去する方法が適切にきちっと行われてるとい管理監督をできる能力を有してるんですか。私は、そういう管理監督がきちっとできるということについてはいかなもんかなという思いがします。その辺はどうでしょう。

運搬方法についても、タイヤを洗うということではなしに、これ今の予定ではどこで処理するんですか、最終処理は。それは全て業者任せですか。有害物質のこういうものについての最終処分は。あれ業者に任せる。私は、自治体として自分たちの住民が出したごみを焼却した後をきちっと整理をする、最終的にきちっと処分をされるというところまで確認をする責任が自治体にはあると。ただ業者がやっと思えますではあかん、それは。そこまで確認されましたか。

グラウンドですが、真砂土を入れて、2年もしたら草ぼうぼうですね。全く役に立たないようになりますね。これ対策は、いわゆる後の管理はどういうふうに考えておられるんですか。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） まず、コンサルはクボタではございません。大阪のこうい

う廃棄物処理を専門に扱うそういう業者がありまして、そこに設計と、あと施工管理を委託しておるところでございます。

次の業者に処理する能力があるかということですが、先ほど説明させていただきましたように、町内業者には、このダイオキシンを除染したり、そういう能力は直接はないというようなことで、元請として管理いただくということでございます。元請として事実どういうふうな管理をなさいますということは仕様書の中に書いてありますので、そのとおりにやっていただけるものと思いますし、また施工管理で廃棄物専門業者を入れておりますので、それらと協力しながら適正に管理していくということでございます。

それと、廃棄物の処分につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や、また建設廃棄物処理ガイドラインのマニフェストシステムなどに基づきまして、受注者の責任において処分していただくこととなりますが、もちろんそのマニフェストについては町側でもきちんと確認して、きちんと処理がなされているということを確認してまいります。

それから、後の管理につきましては、当面町の町有地での施設でございますので、町での草刈り等の管理をしていくというふうに考えております。以上です。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 管理も多分どこの担当の課になるか知りませんが、大変ですわね。こんだけの広さのところを草刈りとあんたは簡単に言っとんなるけども、副町長、今回の場合、最低価格を設置をしたと。それは何を意味してるんですか。それと、これ工事全般はコンサルが、今答弁にあったように本当に設計監理するんですか、そこが。今そういうように言われましたね。それだったら、設計監理をする会社の費用はどうされるんですか、それは。最低価格と今回の予定価格との間9,000万ほどありますね。それは何を意味してるんですか。2億5,000万と今回予定価格の3億6,000万、この差は何を意味してるんですか。副町長、お答えください。

○議長（小林 俊之君） 小西副町長。

○副町長（小西 清司君） 最低価格との差と言われるわけですが、今、建設業法に基づきまして最低価格をそれぞれの工種によりまして積算するということが定められておまして、これに限って最低価格そのものを設定してるわけじゃなくて、ほかの工事等につきましても、設計価格が150万以上の工事につきましては、一定の基準に基づいて最低価格を設定しております。

この最低価格は、公表調書段階ではこうして公表してるわけですが、当然のことですが、予定価格も最低価格も入札段階では公表しておりませんので、これをわかって入札ということは、まずございません。

それから、最低価格の意味というのは、品確法、要は工事請負三法によりまして、品質確保のために予定価格の適切な設定、それから最低価格の設定、そういうふうなものが規定されておまして、それを今、町といたしましても遵守する形で入札、それから

設計、最低価格の設定等をいたしておりますので、その手続によりまして実施しているところでございます。以上です。

○議長（小林 俊之君） 設計監理はコンサルがしますか。

谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） コンサルが設計というか、設計もやっていただきますし、施工管理のポイント的に重要なポイントについては、施工管理につきましても別業者、別業者というのは設計した業者なんですけど、施工業者でない業者により重点的なポイントにつきましても管理していくというふうになっております。別にそれにつきましても、2年間の債務負担行為で委託に出しております。（発言する者あり）委託料で契約いたしております。

○議長（小林 俊之君） 暫時休憩します。

午前9時34分休憩

午前9時34分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

小西副町長。

○副町長（小西 清司君） 大変失礼しました。今年度の予算に工事請負費として組んでいるものと設計監理費として組んでいるもの、さらに債務負担行為の中の限度額の中に工事費と設計監理費とを合わせて債務負担ということにいたしておりますので、それらを活用して工事は工事、それから委託は委託という形で契約をしているということでございます。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 大変失礼いたしました。昨年、3年間の債務負担行為をお認めいただきまして、それで設計をやっているところでございます。その予算で設計と施工管理等は入っているということでございます。（発言する者あり）

○議長（小林 俊之君） 暫時休憩いたします。

午前9時35分休憩

午前9時36分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

そのほか質疑をお願いいたします。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） ここのグラウンド化、いわゆる公園化した後の整備というか、維持管理をするのはどの課でしょうか。それを教えてください。

それから、広さもちょっとよくわからないんですけども、この焼却をしてたところ、調整池、管理棟を入れて1万2,740平米、このバックヤードというのは何平米あるん

でしょうか。

それで、先ほどすこやか広場の話も出ておりましたけども、これからしたら本当に管理棟も調整池もとれば、それをはるかに超えるような広さになるわけですし、すこやか広場が8,100平米、グラウンドとして全体を町民が使えるようにということも一つの案だなと私も思うんです。そういう形できちっとトイレも完備して、町民自体が使うことによって維持管理もしやすくなるということも一つの考えだなと。こうやって公園化、公園化していても、後の町の維持管理がなかなかできないということが目に見えてくるわけで、シルバーに頼りだけとか、そういった程度が関の山じゃないかなという思いがしてるんで、そういったところを再考をもう一度やっていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 施設の維持管理ですが、当面は町民課で施設維持管理を行う予定にしております。

それと、面積ですが、敷地面積の1万2,740平米というのはバックヤードを含めた全体面積で、この施設、田井のクリーンセンターの当初の敷地面積が1万2,740平米というふうなことだと思います。バックヤード面積については、ちょっとしばらくお待ちください。今調べております。

○議長（小林 俊之君） 小西副町長。

○副町長（小西 清司君） この跡地の活用ということで、ちょっとすこやか広場の代替というような意見もあったわけですが、この取り壊し、それから整備というものにつきましては、このプラントを利用するときからの約束というのがございまして、ことし、来年で解体していきますよということで、一昨年からの設計をいたしております。その段階で、当然すこやか広場の代替なんていうふうな問題は出ておりませんでしたので、それは考えていなくて、基本的にはこの解体後にどういうふうな形で活用していくかというようなことを検討しとったわけですが、最終的に真砂土によるグラウンド整備でいこうというようなことで決定したわけでございます。

それから、管理棟を残すということは、確かに議員がおっしゃいますように、スクラップというふうな形の中で、その役目を終えたものについてはということも以前にもお話があったわけですが、地元との話の中、それから管理棟等の今の現状を考えますと、有効利用をしていただき、取り壊しの経費等を少しでも抑えていくというようなことが一応方向性として決まったわけですので、その方向でやらせていただいております。今後、いろんな社会問題等もあるわけでございますが、すこやか広場等の代替ということも、ただ、面積がほぼ一緒だからというふうな単純なわけにはいかないと思いますが、また今後の中で、当然公共施設の有効活用という部分で出てくれば、取り壊しも含めて活用ということはあるのかもしれませんが、現段階ではそういうことを今考えておりません。

それから、調整池をとったらという、簡単に言われたと思うわけですが、これは開発行為の中で、ずっとこの調整池はとれないという法的な規制がございますので、この調整池はずっと置いておかなければいけないということになります。そうしますと、形等も少しいびつになってきますし、そうしますと、そういう現状の中で、今後どういう活用ができるかというふうなことも考える必要はあるとは思っておりますが、現段階では当面このプラントを取り壊して、こういう汚染物を処理したような形を安全な形にした広場にしていこうということを目的にいたしておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） ちょっと広さのところでですけど、ちょっとバックヤードの面積はわかりましたか。

それから、これは前の、もし焼却のあれが要は何らかの事故があったりして使えなくなって、そうすると、例えばこのバックヤードに、私の聞いているのでは、新たにそこに建てるという予定があったんじゃないですか。美西の一部事務組合の当時に、そういう建てかえを、できるだけの面積を確保してますよというふうな話があったように記憶してるんですけども。だから、そのために土地を当然確保してますよというお話があったんですけど、そういう経過はないわけですか。

私は、なぜこういう話をするかということ、後々の維持管理が、公園化公園化って言うけども、実際に行政なりがそれをできるんですか。今その草刈りをやってるのはリサイクルセンターの職員じゃないですか。町民課ですから同じ。なかなかそうできないのじゃないかなという思いから、それだったら町民利用でできるようにしたらどうかと、そういう先ほどの提案もありましたので、それはそれで考える方向はあるなということで提案をしてるわけです。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） バックヤード約5,000平米ぐらいで……（発言する者あり）ちょっと再度調べます。ちょっと確認してみます。

それと、あとバックヤードの用途についてですが、私もちょっとあそこの数年前センターにもおりましたが、そのときの当初の計画書を読みますと、バックヤードというのは、その当時、その当時というのが平成2年から4年ぐらいの当時に、平成2年の計画したときに、現在の処理棟を建てかえる際の用地として確保するというふうなことで、議員のおっしゃるとおりだというふうに私も認識しております。

○議長（小林 俊之君） よろしいか。

先ほどのバックヤードの面積は。

○町民課長（谷田 善明君） ちょっと再度。

○議長（小林 俊之君） 暫時休憩をいたします。

午前9時46分休憩

午前9時46分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 副町長にもう一度お聞きします。

予算面のいわゆる債務負担行為で計上してるのは、何年の予算で計上してるんですか。それを教えてください。さっき何か3年前がどうかこうとかというのは課長も言っていましたし、何かそこら辺のところをきちっと、いつの予算でこのいわゆる設計監理及び工事費を計上してるのか。それを教えてください、きちっと。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 予算の計上の仕方としましては、通常の歳入、歳出、現年度で支払いをするというような予算は通常のこの予算書の中に入っております、歳入歳出予算。それと、会計独立の原則の中でその年度を越えての債務を負うことは、基本的には原則としてはできませんので、その例外として債務負担行為がございます。したがって、まず設計監理につきましては28年度に予算を計上しております、28年度分だけを。そして、29、30の2年間を債務負担行為ということで計上をしております。それは28年度の当初予算で、例えば28年度分を100万円、あと29、30と100万、100万で合計200万の債務負担行為をして、合計300万の設計監理をやるという形になって契約をしております。

今回の工事請負費につきましても、この29年度の当初予算で現年度の予算を組み、かつ年度を越えて債務を負いますので、30年度の債務負担行為約1億5,000万程度を組んで、合わせて約3億強の総事業費ということで、このたび3億5,748万円の契約をさせていただいております。したがって、現年度で約2億ほど、それから債務負担行為で約1億5,000万ほどという形の予算です。工事請負費につきましては、当初予算を見ていただきましたら、歳入歳出の予算書の中には約2億ほどの金額が上がっておると思いますし……（「2億1,000万」と呼ぶ者あり）2億1,000万、それから一番表紙から3枚目か4枚目の債務負担行為というところには約1億5,000万の債務負担行為と、30年度ということで、合わせて債務負担行為と現年度の予算と合わせて発注をしてるという状態でございます。

○議長（小林 俊之君） よろしいか。（「ちょっと休憩してください」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前9時50分休憩

午前9時52分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

そのほか質疑はございませんか。

8番、中村茂君。

○議員（８番 中村 茂君） もしか当初予算か何かのときに説明があったかもわかりませんが、これの財源はどんな形なんだろうかということ。

それから、地元要望がグラウンドだったんですか。それが解体に係る事業に伴ってグラウンドなのか、その辺もうちょっと。地元はもっと要望なかったんですか。

それから、これでクリーンセンターというか、焼却処理がみんななくなるということ。それで、忘れちゃいけないのは、やっぱり糸城の処分というか、それをできればこの機と一緒にされたらどうか。糸城のあの施設については全く機能できる状態じゃありませんし、それで年に１回水質調査をしてるんですが、ずっと安全圏で来ております。ずっと検査していかんなんという期限も終わるとるような気がするんだけど、そうですか。だから、あっちのことも忘れんように。糸城の跡地のことも、地域の要望もあったりして、まだクリアされてない部分があると思いますし、一緒になってやっぱりこの機にみんな片づけるというか、そういうふうにしてもらったほうがすっきりしていいかなと、そんな気がしますので、要望を含めて申し上げておきたいと思います。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 本事業の財源につきましては、全額合併特例債によって実施させていただいております。

それと、地元からの要望ですが、稼働中から地元要望としては、工事が終わったら、直ちにこれを撤去して、できれば人が集まるような施設にしてほしいというような要望を伺っておるところでございます。それらを加味しまして、グラウンドで皆さんが使用していただける施設というふうな御提案をして、役員会等で説明させていただいたというふうなことでございます。

それと、糸城につきましては、糸城の水質調査を現在も継続しております。糸城につきましては最終処分場ということで、中からそういう有害物質が出る可能性が全くないということはないことから、地元の安心のために水質調査をさせていただいてるところですが、先ほど議員御指摘のありましたように、ずっと安全な範囲で推移して、ほぼ安定しているというふうな状態でございます。また、今後、そのことを地元の説明していく中で、何とか糸城につきましては、底地も地元のものですし、地元に戻却していくというふうな、手を離していくというふうな方向で考えていきたいと思っておりますが、先ほど申しましたように、今のところ水質管理をして、そのことを地元で報告させていただいているというふうなことでございます。

○議長（小林 俊之君） よろしいか。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

これから採決に入ります。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 俊之君） 起立多数。13名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第45号

○議長（小林 俊之君） 日程第2、議案第45号、公の施設に係る指定管理者の指定の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、平成29年3月14日議決の議案第9号、公の施設に係る指定管理者の指定についての3指定の期間中「平成29年8月1日」から「平成29年9月9日」からに変更を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。

内容につきましては、商工観光課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 公の施設に係る指定管理者の指定の変更について御説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料のほうをごらんいただきたいと思います。審議資料73ページでございます。公の施設に係る指定管理者の指定、新旧対照表を添付させていただいております。

道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷の指定管理につきましては、3月の議会で特産しんおんせん株式会社発起人会を御承認いただいております。その指定期間につきましては、平成29年8月1日から平成34年3月31日までとしておりましたけれども、建築工事の進捗のおくれによりまして、このたび指定期間を平成29年9月9日から平成34年3月31日までというふうに変更をするという内容でございます。

表の内容といたしまして、現行の内容が1、公の施設の名称、道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷。2、指定管理者となる団体の名称、「特産しんおんせん株式会社」発起人会会長、中村壽弘。3、指定の期間といたしまして、平成29年8月1日から平成34年3月31日までとなっていますのを3の指定の期間につきましては、先ほど申しましたように、平成29年9月9日からに変更するというものでございます。

なお、欄外一番下でございますけれども、米印で指定管理者となる団体は、5月26

日付で特産しんおんせん株式会社（代表取締役、中村壽弘）を設立しております。

次の1枚めくっていただきまして、74ページから基本協定書を添付させていただいております。3月の議会で基本協定書のほうを添付させていただいておりますけれども、変わった点だけ説明をさせていただきます。

まず、74ページ、表紙でございますけれども、乙として特産しんおんせん株式会社と変えております。

77ページでございます。1行目でございますけれども、ここも特産しんおんせん株式会社（以下「乙」という。）というふうに名称を変えさせていただいております。77ページの下から3行目でございます。指定期間、第7条といたしまして、乙が本施設の管理を行う期間は、平成29年9月9日から平成34年3月31日までとする。このことが今回の変更内容でございます。

飛んできまして、85ページでございます。85ページの乙の欄、所在地といたしまして、兵庫県美方郡新温泉町栃谷57番地。名称、特産しんおんせん株式会社、代表者、代表取締役、中村壽弘とさせていただいております。変更後の協定書がこういう内容になりますけれども、議会の承認をいただく内容といたしましては、指定の期日、指定管理者が実際に指定管理を行う期日の変更が生じたという内容でございます。

指定期間の変更、先ほど工事のおくれによりというふうにお話をさせていただきました。当初、7月21日までが工期でございまして、工事完了後に条例の施行期日を定める規則を施行いたしまして、8月1日からの指定管理の計画でございましたけれども、工事のほう、平成29年9月8日までというふうにさせていただきましたので、工事完了いたしまして、引き渡し、町のほうが引き渡しを受けまして、速やかに条例の施行を行い、翌9月9日から指定管理者の実際の指定管理に入るという内容の変更でございます。

条例本文に戻っていただきまして、説明した内容と同じでございますけれども、平成29年3月14日議決の議案第9号、公の施設に係る指定管理者の指定について、道の駅山陰海岸ジオパーク浜坂の郷の3指定の期間中、「平成29年8月1日から」を「平成29年9月9日から」に変更するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 工期がおくれた原因は何でしょうか。

それから、指定管理の基本協定書なるものは、これは産建にも説明がきちっとされたんでしょうか。その2点、聞かせてください。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） まず、工期のおくれでございます。県土木と一緒にな

って道の駅の工事を行っております。最初に造成工事が行われまして、その後に建築工事という工程で進んでまいりました。造成工事がまず当然入って、盛り土による造成完了後に建築工事が入るといいう工程でございますけれども、その造成工事がおくれたことが全体の工程のおくれというふうになっております。盛り土のおくれ、造成工事のおくれにつきましては、流用土となる別工事の土が悪かったということもありまして、良質土の現場を探すのに時間を要したということになっております。

次に、指定管理の協定書につきましてでございますけれども、3月議会で上げさせていただいたときに、内容等につきましては説明をさせていただいております。今回の委員会、産建委員会につきましては、協定書の内容までは、変更内容等を御説明をさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 何ですか、盛り土がおくれたんですか。土を探してて、何か良質の土を、真砂ですか、それがなくて、要は後になってからまたそれを埋めるといいう形になったんですか。

それと、ちょっと記憶がないんですけども、この協定書の中で、81ページに指定管理料及び利用料金の項目があって、指定管理料の支払い、24条の2項、支払う指定管理料の詳細については、別途年度協定を定めるものとする。この年度協定なるものは議会に出てますか、これ。大変これまでの議論の中でも、この問題についてどうなるんやということを質問があったはずなんですけども、それは出てますか、議会に。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） まず、工事についてでございます。現況のまず現地が田んぼでございまして、表土をめくって盛り土をして、おおよそ1メートル少し盛っておりますので、盛り土をしてから当然その基礎となる建築工事に入るといいう形でございます。そのとおりに工事を進めさせていただいてるわけでございます。

造成工事につきましては、先ほど言いましたように、土木工事ということで去年の7月に発注されまして、こちらの建築工事が始まる前から着手されておりました。9月の建築工事が入ったところに、盛り土が始まるという全体の打ち合わせでございました。その盛り土といたしまして、土木の別の工事箇所の方から流用して土を入れるという計画でございましたけれども、工事自体がまずは若干おくれたということもありますけれども、実際に土が入ってきた、その土が当初計画していた土質ではなく、大変悪いものだったと。盛り土に適さないということでもございましたので、土木のほうで造成工事として別の工事箇所の土を使うということになりまして、その変更等に時間を要したということが全体の工事のおくれでございます。

次に、今、年度協定のことを受けました。指定管理につきましては、5カ年の基本協定書のほうを結ばさせていただいて、毎年それぞれ年度協定を結ばさせていただいております。指定管理料が決まりましたら、その指定管理料を金額を入れるというのが主な内容

でございます。指定管理料につきましては、町のほうは基本的にこの道の駅に対して金額は見ないということになっておりますけれども、県のほうからトイレの管理につきましては指定管理料としていただくことになっておりますので、その金額が決まりましたら、その金額を入れて指定管理者と年度協定を結ぶということになります。

今現在、予算では300万を計上させていただいております。基礎は余部の道の駅を参考にさせていただいておりますけれども、条件がいろいろ違いますので、まだ土木のほうからその金額についての提示がありません。これから確定をいたしましたら、年度協定としてその金額を入れた協定書を結ばせていただいて、実際の指定管理の運営に入るということになります。

ちなみに、基本協定と年度協定は、そのときに結ばれるということになります。委員会資料としても、年度協定につきましては提示をさせていただいております。ただ、別の指定管理の内容も同様にさせていただいておりますので、この内容につきましてはの説明はさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。10時30分まで。

午前10時13分休憩

午前10時30分再開

○議長（小林 俊之君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第3 議案第46号

○議長（小林 俊之君） 日程第3、議案第46号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件につきましては、平成29年2月14日午後3時ごろ、新温泉町春来548番地4付近の県道湯谷和田線で発生した自動車物損事故に係る損害賠

償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の御議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、商工観光課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） それでは、損害賠償の額の決定及び和解について御説明申し上げます。

説明の都合上、審議資料をごらんいただきたいと思います。一番最後のページでございます。88ページです。自動車物損事故の概要について記載をさせていただいております。

事故の概要といたしまして、日時、平成29年2月14日火曜日午後3時5分ごろでございます。場所といたしまして、新温泉町春来548番地4付近、県道湯谷和田線でございます。当方職員、商工観光課嘱託職員でございます。相手方でございます。東京都中央区銀座8丁目13番1号、JA三井リースオート株式会社でございます。

事故の概要といたしまして、上記日時、場所において、当方職員がそば処春来てっぺんでの業務を終え、役場に向かって公用車を運転中、路面の積雪の影響でスリップし、対向車線を走行していた相手方所有の車両と衝突して、車両の一部を破損させたものでございます。当方職員につきましては、春来から県道和田線を下っておりました。相手方の車両につきましては、春来に向かって上がっていたということでございます。

前の週に大雪が降りまして、2月の11日はゆむら灯火の景のイベントの日だったのでございますけれども、そのイベントも中止になるような大雪がございました。JRのほうは2月の10日から14日まで運休したのもこのときでございます。2月の14日につきましては、もう雪はやんでおりましたけれども、除雪の後の路面が圧雪状態であったということでスリップをしたものでございます。

本文のほうに返っていただきまして、議会の議決を求める内容でございます。1、損害賠償の相手方、住所、東京都中央区銀座8丁目13番1号。氏名、JA三井リースオート株式会社代表取締役社長、神尾常夫様となっております。損害賠償の額55万7,000円。和解（示談）の内容といたしまして、1、町は、相手方に車両の修理代として金55万7,000円を支払う。2、今後、本件に関しては、双方とも裁判上または裁判外において、一切の異議申し立て及び請求を行わないという内容となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 原因と再発防止策、この手の議案のときには必ずそれを言ってください。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 事故の原因につきましては、まず先ほど申し上げましたように、路面圧雪によるスリップ事故でございます。若干雪道にふなれということもございましての事故のこともございますけれども、当然誰が運転しても冬の凍結路面というのは危険でございますので、そういった中で起こった事故ということでございますので、注意が足らなかったと言われれば、そのとおりだというふうに考えております。

事故後の対応でございますけれども、当然本人を含め、雪道の安全運行について注意の喚起を行ったところでございます。特に下りにつきましては、急ブレーキを踏んだり、あるいはクラッチを切る、こういうことをすると当然スリップにつながります。そういうことがないよう十分注意をしているところでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 安全運転管理者、当然雪道等でふなれ要素があるドライバー、運転者に対して一定のそういう注意というようなことをしなければならぬと、そういうふうに思いますが、どうですか。

○議長（小林 俊之君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 公用車の運転につきましては、常時管理職会議等でも安全運転については周知をしております。年末年始の時期、交通安全の週間、それぞれ時期を見て職員に周知をいただくよう管理職会議でも周知をしておるところでございます。それと、新任の職員で、この職員は新任ではございませんけれども、まだ地元になれてないという部分も多少あるかと思っておりますので、そういう職員につきましては、基本的には町内の運転につきましてはやむを得ない部分もあるわけですが、基本的には町外、それから京阪神等への出張については、6カ月の間は1人での運転は控えるようにというような形で、できるだけ複数で出張するような形で指示をしているところでございます。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 今、安全運転管理職が言われたことを当該の所管の課長として、そのような行為をきちっと実施されましたか。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 去年の4月から入ってきてる職員でございます。車を購入した際には、十分注意はしていたところでございます。

○議長（小林 俊之君） そのほか。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） ちょっと恐らく雪道は走ったことがないような方ではなかったですか。それで、地元の方たちでも春來は上りはいいけども、下りは大変なところですが、今、衝突した箇所も大変な場所だと思います。だから、乗らないほうがええんです。乗せないほうがええ。それぐらい大変な場所です。ぜひその点を認識しておい

ていただきたいと思います。

それと、事故のあれですけど、55万何ぼですかね、相手方に払う金額はそうすけども、こっちの車はどうなったんですか。どんな破損になってるのか、一部ですか。全損に近いんじゃないですか、これ。そういうふうに思ってますけども、どうですか、それで。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） まず、雪道は初めてではないかということでございます。協力隊として来ていただいております、東京出身ということでございます。ただ、2年間北海道におられたということで、雪道の走行の経験はあるということは聞いております。ただ、こちらの山陰の雪になれてるかということ、当然なれていませんし、議員おっしゃるように、下り坂はなかなか山の育ちである自分にとりましても危険なものがございますので、そういったところは十分注意して行く必要があるというふうに考えております。乗せないほうがいいということでございますけれども、仕事の都合上もございますし、十分注意しながら運転していくということで考えております。

金額についてでございます。ワゴン車でございまして、この絵のとおり両方走行しておりました。ただ、スリップしての衝突ということでございまして、事故のときの事故証明をとるときの話といたしましては、下りを約20キロぐらいで下っていたと。相手方も同じぐらいで上がってきていた。ただ、衝突のときについては、相手方はもうとまるぐらい、5キロぐらい。こちら、かなりスピードは落ちていたというふうに聞いております。

破損の状況でございますけれども、両方が右側前方、角ですね、当たっております。ランプ系統、ヘッドライトとかウインカー、そういったものは破損しておりましたけれども、十分走行ができるもちろん状態でございます。ただ、警察のほうの指導によって、ウインカー等が破損しておりますので、レッカー移動するという形の中で各車両ともレッカー移動で移動したという状況でございます。

金額につきましては、当然自動車の修理工場のほうの見積もりでございますし、実際にかかった経費でございますので、経費として、この相手方につきましては55万7,000円かかったということでございますし、当方につきましては90万を超える金額がかかっております。どちらもリース会社の契約でございましたので、そちらの対応をさせていただいたというところでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 本当に運転された方も、それこそ命が縮まるような状態だったと思うんです。ぜひそういうよく雪道のことを課長も御存じのはずだし、やっぱり安全運転というか、エンジブレーキかけておるなり、それなりもちゃんと指示をするなどしてやらなあかんと思うんです。それで、90万かかったんですか、こっちの車の修繕費が。ほとんど全損に近い金額だと思うんです。命が本当にあってよかったな

あと。だけど、本当にこれから、これは相手方に払うお金ですけども、やっぱりこっち側の修繕費なら修繕費も保険なら保険から出るんでしょうけど、そこら辺は運行管理、事故を起こさないということの緊張感を持ってやっていただきたいと思いますので、特段の督励を求めておきたいと思います。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） おっしゃるように、安全管理には徹底してまいりたいと思います。特にそういった気候の状況等につきましては、さらなる安全に心がけたいというふうを考えております。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第47号

○議長（小林 俊之君） 日程第4、議案第47号、平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 本件は、平成29年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 内容説明については、休憩中に担当課長より説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

質疑は、歳出、歳入、総括の順に行います。

まず、歳出、給与費明細書についての質疑をお願いいたします。6ページから31ページです。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 12ページ、清掃総務費、環境福祉常任委員会の資料の町民課のところで、7ページ、平成29年度ごみの分別区分及び処理方法の見直し

(案)についてと。ここの内容について、ちょっと説明をしていただきたいんですけども。どういう形に今度はなるのかなと。要はこれを見る限り、よくわからないんで、これは、それと現場からもきちっと話を聞かれて、収集業者とも打ち合わせの上で、こういう形でなされたのか、どうでしょうか。その点を1つは聞かせてください。

それから、道の駅が、15ページですね。いろいろとここの商工振興費のところにかくさん出てますけども、ここの中で設計監理委託料なりが屋根つき通路基本設計、工事設計監理、それからその下の15節の工事請負費と。ちょっと不思議に思うのは、次から次と何か大きな金額でこういうものが出てくるわけですけども、当初からこれは予定をされるべきものじゃなかったのかなと。後から後からこういう形で、総事業費についてはきのうですか、あったわけですけども、6億何ぼですね。なぜそういうものが後から後から出てくるのか。そこはちょっと不思議に思うんで、その点を説明をしてください。

それから、21ページ、農業用施設災害復旧費ということで、これは高山のいわゆるずれた土砂崩れの通行どめになった、そこの件だと思いますけども、これは要は対象者は何件でしょうか。その点教えてください。

○議長(小林 俊之君) 谷田町民課長。

○町民課長(谷田 善明君) 委員会資料に出させていただきました平成29年度ごみ分別区分及び処理方法の見直し(案)について御説明申し上げます。

今回の大きな見直しにつきましては2点でございます。1点が現在アルミ缶とスチール缶を住民皆様にマークを確認していただきながら分けていただいているところなんですけど、アルミ缶そっくりのスチール缶があるというようなこともありまして、アルミ缶とスチール缶が分けにくいというような御意見をいただく中で、アルミ缶とスチール缶のうち飲料缶、飲料用のカンカンにつきましては飲料缶としてまとめて集めて、それ以外の菓子缶なんかをその他缶というふうに、今アルミ缶とスチール缶が現況あるものを飲料缶とその他缶に分けて、より分別がしやすいようにしていきたいというのが1点。

もう1点がプラスチック製容器包装の処理をこれまでリサイクルセンターで全て行っておりましたが、家庭用のプラスチック製容器包装につきましては、北但での受け入れをしていただけるような話が調いましたので、北但で家庭用のプラスチック製容器包装についてはやっていくというようなことでございます。ただ、事業系のプラスチック製容器包装については北但が受け入れませんので、事業系のプラスチック製容器包装については、これまでどおり本町リサイクルセンターでやっていくというようなことでございます。この2点が大きな変更点でございます。

それと、あと分別区分に伴いまして、それを大きく缶の日、瓶の日というふうな分け方でやりたいなと考えているところなんですけど、具体的な収集区分等につきましては、処理先のリサイクルセンターのスペース的な問題もございまして、また収集業者の現有のトラックパッカー車等を大きくふやすことのないように、現有施設で処理したいと考

えておりまして、現在、最終の協議の詰めを行っているところでございます。そういうところで、業者、またリサイクルセンター等と協議しながら、今最終の詰めを行っているというような状況でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 15ページの商工振興費についてでございます。補正の内容といたしましては、道の駅の関連といたしまして、農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業という農政局の補助事業により実施するものでございます。町のほうといたしましては、出荷者協議会を中心にいたしまして、農産物を中心とした特産品の振興を図っていききたいというふうに道の駅の事業を通じて考えております。

そういった中で、そういった支援がソフト事業としてできるというこの事業がございました。あわせて、ハード事業のほうも取り組めるということがございましたので、補正の内容には入っておりませんが、当初から入っております看板あるいは備品の一部等につきまして、この事業対応をさせていただいております。

お尋ねの屋根つき通路でございます。まず、トイレのほうから中央の情報提供施設に行くのに飲食棟の前を歩いていくか、飲食棟の中を歩いていくということになります。当初から計画されていたことではございますけれども、飲食棟の軒がおおよそ1メートルでございます。雨でありますとか冬期間につきましては、基本的に中を通るという考えでございますけれども、やっぱり食堂の中を通路として一般的に通るということよりは、前に何かそういった対応ができないかということは当初から考えておりました。なかなか今の設計の中で建築の内容を変えてということは難しいということでございましたので、そのことについては若干諦めておったところでございますけれども、先ほどのおみやげ事業での取り組みが可能だという中で、最後のチャンスということでこの事業の申請をしたところでございます。

屋根つき通路につきましては、まず内容的にはアーケードと軒を伸ばすような格好の複合体をイメージはしておりますけれども、あくまでコンサルのほうに発注させていただきまして、設計士のアイデアで内容のほうは確定してきて、実施をしたいということでございます。基本設計のほうで、そういった細かい内容を詰めまして、実施設計のほうで発注、管理をしていくという予定の内容でございます。

工事請負でございますけれども、工事請負費1,670万のうち、屋根つきにつきましては1,410万でございます。残りの260万につきましては、産建資料のほうにはつけさせていただいておりますけれども、食文化のPR施設整備といたしまして、今の考えでは顔出し看板等の設置を考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 農災の関係でございます。水路が2件ということで説明にも申し上げました。21メートルと22メートルという水路2カ所なんですけど、それぞれの受益の戸数が2戸ずつということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 町民課長にお尋ねしますけども、この資料というのは、現場と話をして、業者とも話をした上で出されてきた資料ですかと私は聞いたんですけど。私も現場にもちょこちょこ伺っておりますけども、きょうならば、アルミ缶と3種類の瓶という形になっとるわけです。それ以外のものについては、金曜日なら金曜日だという形になるわけですけどね。そういう中で、現場とのいろいろと話をしますと、ペットボトルと飲料缶はやっぱり分けていただきたいと。それが出てきてるんです。

だから、それについては、いわゆる出す側はというか、それについては特別問題はないなど。けさもちょっと見てみたら、アルミ缶についてはやっぱりかごが2つぐらいあれてますね、それぐらい要るわけですね。それからすれば、それにペットボトルをとということが重なると、集めるほうも大変だし、多分久谷のリサイクルセンターでも処理し切れずに、次のときに残すなり、そういう問題が出てくるだろうと。ぜひそういったところをきちっと集める側、それから現場、町民、出す側ですね。そういうところもきちっと考慮してやってほしいなと思うんです。そういうことを踏まえてやってほしいなと思うんです。私は、ここに出したものがもう既に話をした中で、こういう形になるんかなと思ったら、少し話が違うみたいですから、参考意見を述べさせていただきますので、ぜひそういう形で求めたいと思います。

それから、商工観光、道の駅の問題ですけども、屋根つきの通路というのは、これは確かにこの地方ならば、外を歩くときには、ああいう形で、東北のほうでも商店街がそういう形になってるわけですね、いいことだと思うんです。私が聞いたかったのは、いろいろと当初に予定をしておかなきゃならないものがどんどん後から出てくるということについては、何でかなと。いや、実は金がないから、そうですとか、メニューが見つからなかったから、そうですわと。いわゆるこの前かてトイレの自動ドアだとか、そういうものが出たりだとか、そういうことがあるわけですね。それはなぜですかって聞いているわけです。やっぱり当初、本来はあれしなかったらいけないものはいけないわけです。やらなあかん。そうせんと工事がやっぱりおくれるなり、いろんな問題が出てくると思うんです。後から気がついて、ここはこうせなあかんという話じゃないと思うんですね。

それから、農業用施設災害の復旧費のことですけども、2件です。けども、あその予定地には、あともう1件あるわけですね。要は水路だとか、そういうものに関係しないけども、3つの小屋が重なってあったと。それが全部が結局土砂で押し流されるといいう形になったわけですね。だから、関係者は3人なんです、土砂災害では。そのうちの一番下手にある1軒の家は、実際には今回のこの工事には関係ないわけですけども、そういう扱いはどうなるわけですか。土砂が流れてきて、いわゆる小屋が押し倒されて、中にいろんな品物だとか、そういうもんが入ってるわけですね。それと、安定勾配って言いますが、その崩れたところの農地の所有者の方との関係はどうなんでしょうか。今は田んぼはつくってないと思うんですけど。そこの関係もあるように思うんですけど

も、それらの点はどうですか。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 議員御指摘の点を十分踏まえまして、現場とも十分調整した上で決定してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 変更等についての御質問でございます。今までトイレ等の変更もさせていただいておりました。特に建築区画に伴います天井の不燃材の追加というようなこともございましたし、トイレの中の設備の変更もさせていただいております。それにつきましては施行に伴うというところもございまして、あるいは申請に伴うというところもあった変更でございます。

今回の屋根つき通路につきましては、当初からの計画の段階で当然わかっていたのではないかという御質問でございます。検討委員会の中で、昨年3月の最終の検討委員会で大体この形を承認いただいております。屋根の軒が1メートルで、そういった荒天時には中を歩いていくという計画の中での合意ということの設計でございました。発注段階でも当然そのことが、何とかならないかという途中でもお話は建築士ともコンサルともさせていただいておったところでございますけれども、変更はなかなか難しいという中で進んでまいりました。

先ほど申しあげましたように、この追加工事になります。完成後の追加工事になりますけれども、こういった補助事業がたまたまではございますけれども、対応できるものが見つかったということもありますので、最後のチャンスとして今回上げさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） このたびの災害というのが融雪災害ということで、雪の原因もあります。それで、確かに土砂で押し倒された下のほうの倉庫の中に農機具があつたりするんですけど、その建物自体は補償の対象とか何らかの対応はできません。中にある農機具とかの災害につきまして、別のところでも上げさせていただいておりますけど、このたびの県のほうの予算で雪害の復旧の補助というのがございます。

ただ、それは園芸施設ですとか畜産関係の施設ですとか、そういうものを優先的に補償の対象とするということにしていますので、その農機具がこのたび被災したこのところについては、その対象としかどうかというのは今現在まだ県のほうからの方針が出ておりません。県全体で2月の補正で約2億3,000万円、補正予算をこの雪害の分についてついたようでございますが、要望のほうが多くて、ただいま申し上げましたとおり、その調整を行ってるということでございます。

それと、あと崩れた農地の分については、特に災害で復旧するとかという考えは、今のところ対応はございません。以上です。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 農業災害の関係ですけども、要は水路の2本、地権者が2人ということですけども、もう一人の方がおられまして、その小屋も崩れとるわけですね。恐らくそれを取り除かなんだら、水路の復旧もできないようになる。その方の扱いはどうなるんですかということです。土砂をのかせたりだとか、小屋をのかさ、そういう費用、当然工事も必要になってくるんです、現場を見たら。その人の扱いについてはどうなるんですかと。個人負担が発生するわけですか、それは。そこを聞いてるんです。

○議長（小林 俊之君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 被災した土砂の全てを撤去するというわけではなしに、埋まったところの水路の部分のみの撤去ということですので、この間5月には国の査定も受けたわけですけど、その埋まった20数メートルの水路の部分の機能を回復するための土砂撤去だけを対象とするということですので、それ以外の部分については、このたびの工事ですでにさせていただくということではございません。以上です。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 今回の山村漁村土産品の何とかというのですが、このシェルターは表というか、裏もするんですか、裏と表も。この断面イメージ図を見たら、なってるようですが、裏側もするんですね。そしたら、ここに書いてあるように、裏側、暗くなるのと建物の裏側の車の通行が困難になるとか書いてあるんですけども、こっちの地図を見たら前だけしかないんですが。前でこれで、こういう形のものが例えばことしのような積雪の場合にもつとお思いですか。まずだめだと思いますよ、事故のもと。

次に、看板、それも見させていただきました。位置が悪いですね。高さも低いですね。この産建の視察に行ったときの今、現歩道があるところが入り口になるんですね、これを見たら。それと、顔出し、全国にうそを発信せえって、あなたは言ってるんですか、これ。道の駅に立ち寄っただけで3つの、3温泉に入浴した写真。だめだって、そんなんは。おもしろがってしようとしてるのは、言ったらこれはうそだ。うそを推奨しよう。おもしろがって遊ぶことと遊び心を出すことと、それとは違う。私が看板看板言ってるのは、これから近畿山陰道が開通したときを見たときに、そこからでも看板が見える、最低限。インターをおりなくても、そこを通過するときにその看板が見える。同時に、ここでおりて、今の栃谷まで来たときには湯村温泉はあと何キロですよと、サンビーチは何キロですよというふうな看板が必要だと言っとるんです。

今度9号線でほとんど湯村温泉に来られるお客さんはマイカーが中心ですから、冬場のバスなり列車を除いて、近畿道で来る人と9号線で来る人が。少なくともこっち余部から開通したときには、あと湯村温泉まで何キロという表示、それが要るんですわ。ここに来るお客さんよりも湯村温泉に来るお客さんのほうが圧倒的に多い、それは。それと、こういう看板では小さいというふうに考えます。

それともう1点、飲食棟はそば貸し切りですか。これを見たら全てそばですね、飲食棟は。違うんですか、そば貸し切りと。果たしてそれでいいのかなと。やっぱり飲食棟は、そばだけということになると、私たちの町の最大のセールスポイントは、そばですよという情報発信をしとるのと一緒だ、イコールですわ。そばの名称だって、「てっぺん」にするわけないですから、春来そばにするのか新温泉そばにするのか、それは知りませんがね。あの道の駅で、そこでそばを売るということは、それで勝負をします。だって、飲食棟がこれそばだけしかないですからね、その横には何かあるようですけども。そういう覚悟を持ってするというふうに受けとめさせていただいてよろしいか。

最後に、今回シェルターをつけるとか何かをつけるという話ですけどね。人の流れ、お客さんの流れ、それがどういうふうに設計されてるのかなと。いみじくも、さっきトイレに入ったお客さんが観光案内に行くときには、さっき言った飲食棟の中を通るのもいかなもんかなというのと象徴されてるように、トイレから飲食棟なり、あるいはイベントなり、物販棟の人の流れ、どういうふうに誘導して流れをつくって物販というのか、販売促進につなげるのか。人のそれがこの資料を見る限りできてないと。ただどやどやと集まって、どやどやとした中のにぎわいをつくると。人の流れというのは、極めて販売促進には重要な要素ですわ。こういう形で本当に大丈夫ですか。

最後に、備品等を買う。さきの定例会で4,700万円で買うと。今回、初めてそのリストが出ましたね。あの当時どうして積算をしたんだ、その根拠はどんなものを買うんだということで資料を出せと言ったら、今回は委員会資料についてましたから見させていただきました。これのいわゆる購入方法です。どういう形で購入をしているのかということを考えてるのか教えてください。以上です。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 委員会資料の現地視察の資料の内容でございます。まず、シェルター等の検討図でございますけども、あくまで参考でございます。これを使うということではございません。途中にもしこんなことができるとすれば、どんなことなんだろうということを検討をしたものでございますので、このとおりを設置するものではございません。ただ、屋根が欲しいという中で、独立した一つのシェルター方式、後からつけますので、そういったものと軒を伸ばすようなタイプの複合型になるのではないかとというのが今のイメージでございます。

先ほども言いましたように、後づけでございますので、できればコンサルのいいアイデア、意匠、そういったものを期待をしているところでございますので、そういった中で、後からつけて、そのこと自体がお客様を呼べるようなものをお願いというふうに考えております。資料がその当時、いろんな形の中で検討したものでございますので、裏のことまで書いておりますけども、裏については設置の対象外でございます。あくまで表でございます。

次に、看板についてでございます。大型看板のことでございますけれども、イメージ

図としてつけさせていただいておりますけれども、見た感じで小さいという御指摘でございます。ただ、安定解析等をする中では、これが限界かなというぐらい一応大きさを考えているところでございます。大きさのイメージとしたら、「きなんせ」の看板に近いものがあるというふうに考えております。ただ、大きい分だけ高さのほうがい切り高くということが難しい面もございまして、下から4メートル程度、それからさらに上に看板がありますので、伸びていくということでございます。

高速から見えるかということでございますけれども、高速自体が道路横断のところにつきましては、かなり手前から目隠し等が入るのかなということを考えております。目隠しがなければ、当然あれだけの高さから見おろす格好になりますので、見えるのではないかというふうに考えておるところでございます。

次に、現道のこの写真の入り口が交差点の入り口かという質問でございました。今現在、工事車両として入っている通路がそのまま進入路になりますので、今の通路が整備をされて道の駅の進入路となりますので、その位置が交差点でございます。

次に、顔出し看板についてでございます。1つの遊び心や何か情報発信ができるものとしての案でございます。最終的に1つの案を農政局の申請に出さなければならないということの中で、こういった提案をさせていただいておりますけれども、最終的に全てこれで行うというものではございませんので、何か発信のいい品物ができれば、若干は変更もあり得るというふうに考えているところでございます。

次に、これは直接道の駅の案内標示にはならないのかなというふうにも思いますけれども、高速からの湯村温泉等の案内についてでございます。当然高規格道路が開通されますとインターチェンジができて、標識等が新しくなります。今聞いておる話では、高速道路そのものからといいますか、高速道路上にはなかなか湯村温泉何キロという表示は難しいというふうに聞いております。ただ、インターチェンジをおりたところの看板といたしまして、七釜温泉であるとか湯村温泉等が左に行ってくれ、あるいは浜坂のサンビーチは右方向、こういった看板の設置はできるというふうに聞いているところでございます。

次に、飲食棟でございます。テナントとして春来そば「てっぺん」のほうの店が入るということで確認をしております。メニューといたしましては、当然春来そば自体がこだわりのそばということでございまして、町内でとれたソバをひいて、打って、そこで湯がいて食べさせるというのが基本でございますので、基本のメニューとしては提供していくというふうに聞いております。

ただ、メニューを道の駅で1本というわけにはいかないということで、地元のほうも、いろんなメニューについての検討はしているというふうに聞いているところでございます。そのほか、もちろんここの特産にこだわったところが今したいところでございますので、イトインを中心にいたしまして、別のほうで但馬牛でありますとか海鮮でありますとか、そういったものの展開ができればというふうに考えているところでござ

ざいます。ただ、細かい内容につきましては、指定管理者のほうで行う仕事になりますので、推移は見守っていきたいというふうに考えております。

シェルターにつきましての構造上大丈夫かという話でございます。基本的には構造上、この絵にありますように単独の安定解析でございますけれども、単独のものではなかなか設置が難しいのかなというふうに考えておりますので、基本は単独シェルターでありながら、もたせがつくのかなというふうに考えておるところでございます。

備品についてでございます。備品のほうの資料一覧を産建委員会の資料として添付をさせていただきました。この中の資料でございますように、物販棟、飲食棟それぞれの区分けをさせていただいております。また、冷蔵庫とか事務機とか、そういった品物別に分けさせていただいておりますので、そういった分別をする中での発注というふうに考えているところでございます。早期にする必要がありますプレハブ、冷凍冷蔵庫等については、もう既に準備に入っているところでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 人の流れ、どういうふうに予想して、ずっと販売促進につなげるかという視点が欠けてるように思います。物販のところも柱がたくさんあって、どういうふうに展示して、人の流れをどういうふうにしたらいいのかなという、困るほど何か柱があるというふうに聞いてますけども。人の流れと同時に、車の流れ、どういうふうな駐車の手方をさせるんですか、していただくんですか、この中で。それも大事な要素だと思いますよ。あわせて消雪装置、これぐらいのところ例えばことしみたいな雪が降って除雪をして、どこかにぐっと寄せたら、とめるところが大幅に減りますね。当然降雪地帯ですから融雪装置というのは必要じゃないかなというふうに思いますが、どういうふうに考えてますか。

それと、備品のこのリストは、前回予算を計上したときに出してほしかったんです。予算が通ってしまってから今出したというのは何もならないということをとるんですよ。親切が足りない。それで、春来のそばですが、テナントで入る。基本的にテナントに入るとするのなら、そこで使われる備品等については、当然入る業者が持ってくる分だと。例えば水は出ますよと、シンクとかガスの元栓はありますよというぐらいはわかります。しかし、今回のリストを見ると、ミキサーから石臼から、こね台から何から全て手ぶらで来たらしいような、そば粉だけ持ってきたらしいような形になってる。だけど、それがテナントとして入るスタイルですか。私は違うと思いますよ、それは。テナントで入る会社は、それなりに自分も準備をして入ってくるだろうと。

なおかつ売り上げが20%が17%になるんですね。何かそういうふうに値下げをするというふうに言われてますけども。テナントの概念をもう一度整理してください。人の流れ、車の流れ、消雪装置、テナントの考え方。

最後にもう一つ、なぜ鮮魚、いわゆる魚類の販売をしないのか。魚は売れへんだってねという話はたくさん町民の皆さんから聞きます。なぜですか。以上。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） まず、人の流れでございます。人の流れの検討については、この当初の計画のときにも検討をされていたということでございます。当然道の駅でございますので、休憩等で立ち寄ることがございます。トイレ等に行くお客様あるいはそれ以外、物販等を見るお客様がいらっしゃるということで、一番真ん中の情報提供のところに人を集めたいという中の配置というふうに聞いております。

ただ、先ほど言いましたように、そういったことに若干心配があるということで、屋根つき通路の提案をさせていただいたところでございますけれども、人の流れとすれば、あくまで情報提供施設を中心に呼びたいということを考えているところでございます。

次の消雪についてでございます。基本的に土木の所管の工事ということでございますし、その後の管理ということになります。残念ながら消雪については今のところつかないということでございます。除雪につきましては、除雪で対応する。当然駐車場は除雪でございますし、歩道部分については歩道除雪ということの対応というふうに聞いております。そういった対応でございます。

備品リストについてでございます。確かに3月の議会におきまして予算を計上させていただきました。親切ではなかったという御指摘でございます。その点は反省したいというふうに考えているところでございます。

春来そばがテナントである、その備品についての御質問でございます。基本的にテナントであろうとイトインのところであろうと、町がする品物は当然特産品に係るもの、しなければならぬものとして計上させていただきました。

粉だけで手ぶらで来ればできるんじゃないかということの御指摘でございますけれども、当然食器であるとかいろんなものは用意しないと食堂として成り立ちませんので、お店であるとか、あるいは指定管理者が用意する分は開店までに用意していただくということになります。

あとテナント料でございますけれども、事業計画のほうで10%だったというふうに考えております。

あと車の流れでございますけれども、車の流れにつきましては誘導というよりは自然の流れというふうになろうかと思えます。どことも一番近いところからとめていって、とまっている状態にお客様は合わせるといいうふうになろうかと思えますので、イベント等を行うときの例えば満杯になったとき、そういったときの対応は別途考える必要があるというふうに考えてるところでございます。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 近くからとめてくださいじゃあかんねん、これは。車が入ってくるのがこうだというような形なるわけです。だけ右回りなら右回りでとめていってくださいよというふうなこときちっとせな。

それで最後に、やっぱり消雪装置なんです。入り口が勾配、県道も勾配、多少の雪だけでここ大変ですよ、冬は。積雪があればこんだけの勾配で。ましてやふなれな方がたくさん来られるということを想定すれば、除雪をすれば済むという問題じゃない。どうですか。県に必ずあそこは坂道になってますから、最低限入り口のところ延長してくれと。そこまで入ってきたら、そこから中は町単独でもできますがな。危険なことを残して、そのまま放置をしておくというこの考え方がいかなもんかというように言ってるんですよ。初めから想定できるわけですから。どうでしょう。

○議長（小林 俊之君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 車の流れでございます。誘導をとということでございます。いろんな形の中でそういったことが極めて有効であるということがあればそういった検討もしていきたいというふうに思いますし、実際に運営するのは指定管理者でございますので、そういった中の協議も加えたいというふうに思います。

1点、お話しするのを先ほどの質問の中で飛ばしておりました。鮮魚についてでございます。指定管理者のメンバーの中にも鮮魚のほうを扱っている団体もでございます。当然ながら浜坂で行うということで、こちらの希望としてはそういったものの取り組みという要望はさせていただいております。開店のときにはそれを主としてなかなか難しいというお話は聞いておりますけれども、今のところイベント等についてはいろいろなものを打ちたいという意見も聞いております。イベント等を打つ中で常時の販売等につなげて広がっていけばという思いは持っているところでございます。

消雪につきましては、先ほど土木のお話といたしましてないというお話はさせていただきました。当然一緒に工事をさせていただいておりますので、月に2回工程会議をずっとやっております。こちらの要望としては当然消雪をつけてほしいということはずっと言い続けておりますので、そういった要望は常にしているということでございます。水の問題があるのかないのかは若干わかりません。ただ、今のところはできない、雪の対応については除雪で対応するという答えはいただいておりますけれども、議員御指摘のように雪が降るところでございますので、引き続き要望は行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） そのほか質疑はございませんか。

10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） ごみの処理方法ですけど、100歳以上が20人以上、我が町、それからひとり住まいが560人かな、そういう高齢化、限界集落もふえている。そういう中で課長が90歳になった、そういう視点でごみの分別のあり方を、ごみ処理のあり方を考えたら一番わかりやすいと思うんです。それで鉄は鉄、ガラスはガラス、プラスチックはプラスチック、そういうわかりやすい分け方をしないと、缶をその他缶と普通の飲料缶とかそういう分け方ではわからんのです。ぜひもう少し、何かりサイクルセンターとか業者、処理する立場の人でつくられていると。出すほうの一番大事

な住民目線、それが本当に欠落しているように思うんです。だからこのごみ問題の金曜日が一番、ガラス、ペットボトル、缶、その他金属、それから……（「電池」と呼ぶ者あり）乾電池、それから化粧品などが入ったスプレー缶であるとか、そういうものが一挙に出てきて、本当に大混乱するのが魔の金曜日と言われてるんです。ぜひもう少し、見直しをするには見直しになってないと思うんです。また細かく分けて、かえって混乱すると、そういうことを本当に見直すだったらそういう見直しの仕方をしてほしいと。

それから覚えやすい、一々若い人でも出す前に、きょうは火曜日、僕は「かびんはあるか」、火曜日は瓶とアルミと、「かびんはある」という、そういう覚え方するんですけど、替え歌でもつくって、月曜日から金曜日までのそういうもっと知恵を出してほしいなど。ぜひ、このごみは生活と密着しているわけですから、我が町の本当に出しやすい、そういう業者寄りというか、収集業者、それから処理の豊岡に持っていくためのそういう分類でなしに、もっと出す側に立ったごみ処理方法、ぜひもう一度よく考えていただきたいというぐあいに思うんですけど、どうでしょう。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 御指摘のように、現在瓶と金属が混在しているというのは現状でございます。できるだけ瓶類と金属類を固めたいというふうなことも考えながらやっております。町民目線で、町民ができるだけわかりやすいようにというふうにも考えてもおります。

一方、当然処理する、また収集するところも量的な問題、また現有、保有している車の問題等いろんな問題がございます。ですが、一番基本的にあるのは、あくまで町民が出しやすいというようなことを考えながら計画を作成していこうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。今よりも少しでも集めるように努力しているところでございます。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 処理する側も、10年で2割人口減ったわけですから、また10年で2割減るわけですね。ごみも減っていくわけです。そういう視点でごみ処理場のあり方、今狭いとか、ペットボトルと缶が一緒になったら置き場がないとか、いろいろあるんですけど、もう少し最新設備を入れて処理しやすい、そういうことも考えてはどうでしょう。今の現状のままで処理するという認識を改めていただいて、田井の公園化に3億も突っ込むんですから、本当に毎日のごみ、これの処理にもう少しかかわっている人が仕事がやりやすい、そういう最新設備も導入する。場所が広がったら建て増しする。人口減るからごみは減るんですけど、ぜひもう少し処理の仕方を、設備投資を考えてはどうかなど。アルミと缶を自動的に分別する機械とか、そういうことも視野に入れてもっと先進的というか、積極的なごみ処理方法考えてはどうでしょう。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） 先進的とまではいきませんが、できるだけ処理の仕方につきまして現場で工夫をしております、より合理的な、こうやったらよりよくなるんじゃないかというようなことを試したりする中で、この新たな分別になってからもいろんな工夫、例えばペットボトルを土のうで処理するとか、仕切りを少しでもよりたくさん入るような工夫をしたり、いろいろできる工夫はしているわけですが、全体の敷地面積等の問題もございますし、それらの制約もある中で一生懸命工夫しながら処理を行っているところでございます。また、今後はよりよい方法がありましたら順次取り入れていきたいとは思いますが、大きな増改築というのは現在のところ考えておりませんので、内部での工夫で頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 現場の創意工夫というのは当然であって、そんなことを論議するんじゃないんです。もうちょっと根本的なごみ処理のあり方を考えるべきだということ言ってるわけです。あんたが90や100になったときに本当に、あっ、これでわかりやすいなという、そういうことを考えてほしいと、こういう質問しとるんです。現場の日常の右を左にやれとか、そんなこと一個も聞いとらんですよ。もうちょっと質問の本質をよく考えてやってほしいということです。

○議長（小林 俊之君） 谷田町民課長。

○町民課長（谷田 善明君） ごみ処理について、できるだけわかりやすくということでございます。私が高齢者になる、みんななるわけなんです、高齢者の方も少しでもわかりやすいような方策というようなことで考えてまいりたいと思います。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） それでは、ここで歳出、給与費明細書についての質疑は終わります。

暫時休憩をいたします。

午前11時46分休憩

午後 1時00分再開

○議長（小林 俊之君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、歳入、事項別明細書1ページから5ページについて質疑をお願いをいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） では、質疑終わります。

次に、総括質疑お願いいたします。

10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 今ラジオの工事が用土でやっているようですが、詳し

い電波が出る日とかそういったところを教えてください。

それから5月に日赤社資の1件当たり500円の請求書が来ました。ある区長さんによると、住所、名前書いて報告ということで、ちょっと違和感を持ってると。うちの町内8人で、僕は集金当番で回ったんですけど、確かに名前を報告する必要があるのかどうか、そういったところをどうかなと思いました。100軒近くある集落では区長さんの仕事も大変だと思いますし、見直しができればしてほしいなど。個人情報にも関係すると思いますし、ああ、あいつは出さんとか、そういうことにもつながりますし、出す出さんは自由ですけど、そういうことも含めて無記名でお金出していただけるところだけ出していただくということにしてはどうかなと、するべきだというぐあいに思うんですけど、その辺の考え方を教えてください。

○議長（小林 俊之君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） NHKの中継局の電波が出る日でございますけども、次回の広報に工事が始まっているということでちょうどお知らせを載せる予定にしております。その際、NHKのほうにも時期を確認いたしましたが、12月ごろ、冬という回答しかいただいております。

○議長（小林 俊之君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 日赤社資の件でございます。確かに出資という形で、氏名だけを台帳に書いていただいておりますのが現状でございます。名前書かなくてもできるかどうかちょっと確認させていただいて、もし書かなくてもよいということでしたらそのように対応させていただきたいと思っております。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） ラジオの件ですけど、多くの、特にお年寄りが農作業しとっても聞きたいと、夜も夜中、3時、4時に目が覚めたらすることがないと。ラジオも入らんと。ところがラジオの深夜放送はすごい人気なんですね。「ラジオ深夜便」、すごく視聴者もふえております。何よりも番組の内容が素晴らしいです。本当に聞いたらほれ込んでしまうような、僕はですけどね、そういう人がふえてるとというのが実態です。「ラジオ深夜便」の本もよく売れています。

ぜひこのチャンスを、NHK、最近変な放送がテレビで多いですけど、ラジオは真っ当に放送されています。批判もきっちり出てますし。けさも内橋克人の話も出てましたし、ぜひ地域、同じNHKに受信料を払っても都会はよく入る。田舎は見捨てて、同じ金額なのに電波の公平性という点でも非常にバランスが悪いと。これまで放置というか、田舎を無視されてきたというのが実態です。この電波行政以外にもいろんな面で不公平な面はたくさんあります。ほとんど不公平と言っていいぐらい。今度通る高速道路もそうですけど、このラジオを機会に町民の気持ちを元気にするというので、12月、電波が出る日には、竣工式の日にはぜひ一大イベントを組んでいただいて、「90ちゃん号」や、それから日曜日4時から、先週も鳥取県のどこだったかな、すぐ近くのはわい

温泉の近くでラジオ生中継でやってきました。ぜひ地域を盛り上げるという意味において、このNHKラジオの開局をみんなで祝うようなそういうことをぜひ検討してやってほしいというように思います。

○議長（小林 俊之君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） 工事につきましては、地元の皆さんが非常に協力をしていただいておりますし、引き続き町のほうで調整が必要であれば鋭意調整を図ってまいりたいと思います。

それと「90ちゃん号」については、NHKのほうに連絡をいたしました。なかなか年間の予定が組まれていて困難だという状況をお聞きしております。

ただ、竣工式には何かイベントをしてほしいという依頼はいたしております。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） NHKがやるんじゃないしに、うちのここの議会で国に、総務省に向けてそういう意見書を出したり、それから平成14年、僕が中心になってラジオの署名活動して、NHKの神戸放送局に何度もかけ合ったりして、そういう流れの中で今日至っております。ぜひ何か、NHKが主体というのはもちろんなんですけど、やはり地域の活性化の一端としてぜひもう少し情熱を傾けてやっていただきたい。何か非常に冷淡ですね。そんなんでいいのかなと。冷たいなという感じがします。ぜひ文化の一つでもありますし、防災のかなめでもある防災情報、ラジオはNHKということ。盛んに言っております。ぜひそういう視点においてももっともっと力を入れて、このラジオの電波が出る日に向けて改めてイベントを考えてほしいというぐあいに思います。

それから福祉の日赤社資のほう、ぜひそういう方向で検討してほしいというぐあいに思います。

○議長（小林 俊之君） 井上企画課長。

○企画課長（井上 弘君） NHKのほうに連絡をとっておりますし、竣工式のイベントのことお願いしておりますけども、それとあわせてNHKとの調整の中で町でできる範囲のことは十分進めていきたいと思っております。まずは予定どおり工事が竣工するように努めてまいりたいと思っております。

○議長（小林 俊之君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 日赤の件です。日赤にまた確認をさせていただいて、氏名も書かなくてよいということでしたらそのように対応をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） それでは、お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 0 分休憩

午後 1 時 1 0 分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議していただきましたとおり、平成 2 9 年度特別会計、公営企業会計 8 会計の補正予算につきましては、一括上程し、質疑、採決は会計ごとに行います。

日程第 5 議案第 4 8 号 から 日程第 1 2 議案第 5 5 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 5、議案第 4 8 号、平成 2 9 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 6、議案第 4 9 号、平成 2 9 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 7、議案第 5 0 号、平成 2 9 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 8、議案第 5 1 号、平成 2 9 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 1 号）について、日程第 9、議案第 5 2 号、平成 2 9 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 1 号）について、日程第 1 0、議案第 5 3 号、平成 2 9 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、日程第 1 1、議案第 5 4 号、平成 2 9 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、日程第 1 2、議案第 5 5 号、平成 2 9 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 議案第 4 8 号、平成 2 9 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算から、議案第 5 5 号、平成 2 9 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算についてまでのそれぞれの会計につきまして補正を行う必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に各担当課長が御説明を申し上げたとおりでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 内容説明については、休憩中に担当課長より説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

まず、議案第48号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第49号、平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第50号、平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第51号、平成29年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第52号、平成29年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） この配湯が縮小ぎみなんですけど、ぜひ以命亭まで足湯を順番につくっていくと、自然に以命亭に足が向くというそういう足湯をですね、そしてそれから加藤文太郎図書館につなげていくと、こういうルートで、湯の温度低下もあることですし、そういったことも含めて足湯の町、新浜坂駅前ルート、それを考えてほしいと。

それと温度は高いんでボウフラは湧く可能性はありますので、使ったお湯は下水管に入れるということをやるといふふうなことで、ぜひ次の補正予算に上げてほしいと。下水道課長、どうでしょう。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） 足湯の関係につきましては、上下水道課の予算になるのかどうか分からない部分もございますけども、やはり利用の促進という面では検討に値する内容なのかなというふうに考えております。

それから巡回して返ったお湯につきましても、やはり温度が高いということで、下水道管への排除につきましては45度未満というような規定がございますので、そういった面で現実的には取り込めないのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） すばらしい列車が10分しかとまらない町ですけど、もうちょっと知恵を出していただいて、あるものを上手に使って魅力のある町、それから住んどる人もおもしろい町、楽しい町、そういうのを知恵を出されてはどうでしょうね。仕事やっても、従来の仕事ばかりやっても楽しくないでしょう。もっと発想を変えて楽しい町にしようと、楽しい下水道課にしようというぐらいの発想転換をしてほしいなというぐあいに思います。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） いつも御指摘をいただいている内容でございます。維

持管理を中心にとということでもおしかりを受けるわけですけども、そういった部分がメインというふうに考えておりますけども、また違った目線でそういった発想も持ちまして関係課と協議をしながら進めていけたらなというふうに思っております。

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第53号、平成29年度新温泉町水道事業会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第54号、平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 接続状況のことなんですけども、どうも委員会資料を見る限りは宿泊施設の接続状況については余り変わってないようであります。旧の温泉町時代は各宿泊施設の要は排水について基本的には下水道には温泉は流さないという形になっておりますけども、実際そうするとどこに流してるかといったら川なりそういったところに流してる可能性が強いわけですけども、一つは、なぜつなぐことができないのか、つながないのか、この原因。それから川などに流れていったら当然いろんな現象が出てくるわけで、先日も言ったのは荒湯のとこの近くの側溝が大変な汚れようで、観光地としてふさわしくないのではないかというような話をしたんですけども、そういったところを衛生的というか、防ごうと思ったらやっぱり下水道をきっちりつないでいただくということが必要だと思いますけども。それから————などは浄化装置、合併槽を通じて川に流してるけども、それが大変な近所にもにおいが出るというようなこ

とがあるわけですが、そういったところに対しての取り組みはどう考えておられるんでしょうか。

それともう一つ、私いろいろと町内を回ってみますと、下水処理場の川に処理水を流してはいますが、そのあたりには本当に魚がほとんどすまない、見えないんです。その処理水とそういう川の一方は魚自体がすめないような状況というのがあるのでないかと思うんですけど、その点どうでしょうか。荒湯の前あたりは魚がやっぱり結構、ウグイだとか、そらコイは人工的に放り込んだというのはわかるんですけど、その違いがあるように思うんですけど、このところ住民の皆さんからそういう指摘があるんですけど、塩素系が要は放流水の中に入ってないかと、それが魚がすめない状況ではないかということの指摘があるんですけど、どうでしょう、そこら辺のところ。その2つちょっと教えてください。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） たくさん質問をいただいたというふうに思っております。

まず、営業施設の関係でございます。営業施設の関係につきましては、これまでからやはり浄化槽が機能しているということの中で浄化槽を使えるまで使いたいんだというようなことの中で、これまで接続が進んでないのかなというのが要因だというふうに思っております。ただ、浄化槽につきましてもいつまで使えるかという部分もありますし、今後も継続して訪問活動の中でそういった取り組みを行っていきたいと思っております。

また、大手旅館、先ほど名称が出ましたけども、その旅館につきましても3月、それからスタッフがかわられたということで5月にもお伺いして、何とか段階的な接続でも構わないので接続に向けて取り組んでほしいですというようなお願いをしてきました。その中でこれまでから本社の意向、本社の意向という部分がやっぱりありますので、本社に提出できるような資料を持って今度は来ますということで帰ってきましたので、それにつきましても引き続きまた訪問してお願いをしていきたいというふうに思っております。

それからポケットパークのところの排水について、前回御意見をいただいた以降私も何回か行くんですけども、なかなかそういった状況に出会わなかったということがあります。ただ、かくれんぼ大会のときのスタッフで行ったときに片づけの中で若干そういった傾向がありましたけど、湯は少量だったということでそんな影響はなかったかなというふうに思ってますけど、それも引き続き調査をしていきたいというふうに思いますし、環境の部分ということであれば関係する課とも連携して対応していきたいというふうに思っております。

それから放流水質の関係ですけども、当然下水道事業始めた際には魚がすめる水質に処理するんだということの中で事業を進めてきました。そういったことの中で浜坂浄化センターにおいては、当初は場内にコイを飼って、送放流水でコイを飼うというような

ことの中で魚がすすめる水質ですよというようなことをPRしてきた経過もございます。

ただ、塩素云々ということがただいまありましたけど、放流水質については当然水質検査を受けております。その関係では問題がないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 11番、中井次郎君。

○議員（11番 中井 次郎君） 接続の問題もあるんですけど、川自体が本当に魚が数が少なくなった。カワウが原因だという話もありましたけど、いや、カワウについては私らから見とるわけですけども、特に私が見るのは照来川、それから岸田川の井土の下水が流れるところとか、こういったところはやっぱり魚の実際にすめないような環境になってるのでないかと。

課長が何を根拠に、いや、問題がないと言っておられるんか私はわかりませんが、現実には本当にその後の下流域には魚はほとんどいないと、これは厳然たる事実で、ぜひちょっとまたそういうデータも一つは委員会資料として示していただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） 問題がないと申しあげましたのは、水質検査を当然処理水についても受けてますので、その内容については問題がないというふうに回答させていただきます。

何が原因かわかりませんが、そういった取り組みといいますか、何が原因なのか、放流水上は問題ないですけど、それが24時間365日ではありませんし、またほかに要因があるかもわかりません。そういった目線でまた調査ができたならというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） そのほか。

10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） この13日に荒湯の掃除が朝8時半からありまして、僕も参加したんですけど、あそこに某大手旅館が浴槽の、10時ごろですか、掃除をされるわけです。一挙に出てきました。洗剤、泡がいっぱい、それがかなりの時間にわたってですね。浴槽いっぱいですから、大浴場ですから、相当長い時間泡の、非常に洗剤のおいもきつい、そういうタイミングがありました。見とるみんなで話したんですけど、これは考えないけんなど。そこから下はもう本当に汚れてます。藻がいっぱい張ってですね。そういう状況です。

温泉地域の下水道施設の稼働率は、約5割なんですね。当初大手旅館も入るということで大きな施設つくったけど、実際5割しか使ってないと。川は汚れる。洗剤は入ってる。そういうふうな風呂の浴槽のお湯を川に大量に流すと。一般家庭は下水道に流してるわけですね。風呂の水は全部ね。矛盾してるんですね、全く。たくさん出す人ほど使ってもらわなあかんと。川をきれいにするため、自然環境を守る、魚にもいい環境で育

っていただく、そういうこと考えると反対のことやっとなです。一般家庭では量は少ないけいせやというぐらいな、本当にそっちのほうが普通だと。大手のそういう風呂の水の下水道加入を促進するというのが筋だと思うんです。ぜひそういうことを考えてほしい。大手某旅館には、100ミリぐらいかな、ものすごい水道が合併直前の水道の整備のときに直結してます。本当に水道本管と同じものが某旅館にはどんと行くとると、そういう配慮されてるわけですけど、下水については本当に緩やかというか、川に捨てていいよと、そんな状況があるわけですね。

ぜひさっきの————の話ではないですけど、下水に入っただくというのが筋だというぐあいに思いますので、最初、無料で入ってもらったらどうですか。徐々に10パーずつ上げていくとか、川の汚れ、自然環境を守っていくという、そういう方法でぜひ考えていただくと。そうすれば下水道の利用率も高まっていきますし、下水道の値上げもしなくて済むし、いろんなところに影響が出てきますので、下水道課長、あなたの腕の見せどころではないですか。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） 先ほど浴槽の関係ですけども、浴槽の温泉水は取り込まないということで計画して進めてきている現状があります。今御指摘いただいている内容は、浴槽の掃除で川が汚染されるというような内容が主だというふうに思っております。そういった部分は環境の話にもなるわけですけども、下水道につなげるのか、排水に配慮していただくのか、そういったことも考えられますので、一度、さっきも言いましたが、私もちょっとまだ見てないというのが実態ですので、大体今おっしゃられたことで伝わってきましたので、ただ、浴槽については取り込まない。取り込まないということは配管が接続されてない。接続されてないけども、洗浄水、洗浄したときの排水が流れて、それが問題があるんじゃないかというようなお話だと思います。それにつきましては今後、継続して、環境の話でもありますので、下水に取り込むということではどういった対策ができるのかということを考えていけたらなというふうに思っております。

それから無料というお話がありました。魅力ある推進活動だというふうには思うんですけども、ただ、本当にそれで何で無料なんだということになりますと非常に公平感が崩れてくるなという思いもあります。

ただ、これまで供用開始してから結構な年数がたってる中で、本当にどうしたら接続していただけるのかということが課題だということは十分認識しておりますし、ただ、無料ということについても本当にそういう提案ができるのかなということは、すんなりそういうふうな提案をできないなというふうな思いもあります。いつも御指摘をいただいている内容でございます。継続して真剣に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 風呂の水はきれいですよということで、当初うちの旧温泉町の下水道ができるときに超大手旅館は下水道の処理費が、当時の課長が言ったんですけど、約1億円、年間の処理費が。ところが浴槽の水をきれいだから川に捨てていいよということで約2,000万、試算で、一千何ぼと言っていましたけど、要するに8割引にしましたわけです。風呂の水を捨てることによって、川に。ところが風呂の水はきれいということでそうしたんですけど、きれいじゃないんですわ。洗剤たくさん入って、泡は出る。川に流したらもう川面が泡だらけになると、そういう状況なんです。

ですから無料が嫌だったら5%ええじゃないですか。10年がかりで100パーに持っていくと、そのぐらいの協力をしてもらわないと話にならんと思うんですけどね。浴槽の水は汚いということです。汚れてると。きれいじゃないと。だから8割減額する理由、川に捨てて理由にならん。そういうことですわ。

○議長（小林 俊之君） 松岡上下水道課長。

○上下水道課長（松岡 清和君） 計画段階では浴槽、温泉水は有機物がそんなに含まれてませんのできれいだということで、洗い場と浴槽を分離する。洗い場については当然排水になりますので、ということで現在進めてきております。

ただ、本当にどういうふうにしたら接続が進むのかということで、今、無料、5%、10%というお話がありましたけども、本当にここまで来たらそういうことも考えながら進めていかなければいけないというのも一つの選択肢なのかなという思いもありますけど、先ほど言いましたとおり、これまで接続していただいている方との公平感という部分がどうしてもやっぱりネックになると思います。ただ、そういった、じゃ、どっちのほうに進んでいくのかということになるんですけども、真剣にまた考えて取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第55号、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 参事にお尋ねします。今度泌尿器科ですか、先生、73

歳の方、八鹿病院のOBですね。参事も八鹿病院から来られたんですし、診療所の先生もそうだったですね。細川先生。八鹿病院ばかりで何かちょっと気になるんですけど、そういう人脈ができてるんですか、ちょっとお尋ねします。

○議長（小林 俊之君） 土江町参事。

○町参事（土江 克彦君） どうなんかというようなこと、ちょっと私にわかりませんが、医師招聘をしてる中で私が一番すばらしい先生だと思ってるのが谷風先生なんです。ちょうど谷風先生が私を非常にかわいがっていただいているという、当時から、いうこともあったりして、いろんな相談を過去に持ちかけておりました。例えば神戸大学の先生がどうだろうとか、兵庫医科大学の先生、全国に展開してる、いろんな相談を持ちかけながらここ今まで2年間医師招聘に努めたわけですけども、そういった中で先生のほうがかなり土江さんも苦労してるからということで少しお手伝いしようかというようなことがきっかけだったというふうに記憶しております。

前回も年齢のことを言われたんですけども、今、片岡先生、整形外科、77歳で、本当にお元気で診療されてます。手術場がないということで外来診療だけしていただいているんですけども、谷風先生も73ですけども、それが10年、20年おられるわけで絶対ないと思います。ですから体制づくりには非常にいいチャンスかなというふうに思っています。そんな関係です。ただ、八鹿病院から3人来たからどうなんだということで、ちょっとそのお答えができないというか、コメントができないという状況です。以上です。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 地域の利用される患者さんが喜んでいただければ一番いいと思うんです。泌尿器科ということで、高齢化したこの地域にもぴったりだなというぐあいに思っておりますし、よかったなとは思っております。

ぜひ八鹿病院のOBの行き先は浜坂病院という、そういう流れも悪くはないと思いますので、ぜひいい人材をお願いしたいなと思っておりますし、高度な医療は中央とかで、鳥取とか豊岡に行かれますから、いいとして、やはり地域密着型の医療、それから救急時の的確な対応ができるような体制を改めてお願いをしておきたいというぐあいに思っていますし、去年、この3月も4億円投入したんですけど、経営のあり方について、ずっとほとんど先生がいない、先生がいないという状況の中で、温泉診療科とかそういうふうな新たな健康プラス医療、そういうふうな新たな病院のあり方を模索、考えてみるということにはできないんでしょうか。そういう専門のお医者さんを探すとかですね。ぜひ現状では医者おらんようになったらまたペしゃんとなるということですから、もう一步健康、医療、それからもちろん介護も入ってくるわけですけど、そういう温泉も豊富にありますし、温泉療養所、温泉治療、そういったものも含めてぜひまた別の新たな視点で病院のあり方を考えるということにはできないんでしょうかね。参事にお尋ねします。

○議長（小林 俊之君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） 今のお答えにちょっとお返しする御返答がなってるかどうか
わかんないんですけども、今、私が考えてるのがとりあえずドクターの総数をふやさな
いと、病院というのは3人常勤医がいれば成り立つわけですけども、そこには当直とか
日直というものが絡んできます。今現在5名の先生が常勤医でおられるんですけども、
そのうち1名の先生が整形外科なので、当直やっぱり怖いということ言われるんですね。
当然のことやと思います。内科疾患来ると整形外科ばかり見てるからできないと。非常
勤の先生たくさんお願いをしているわけです。そういった意味でとりあえず数を、改革
プランでもお示しさせていただいたんですけども、7名は要るだろうなというふうに
思っております。ただ、7名の先生が常勤医でおられて、そこそこ50代ぐらいの先生
がおられれば平均して安定した経営運営ができるかなとは思うんですけども、一度こ
こでお世話になって感じてたのが失われた信頼というのは取り戻せないのが今現状だ
と思うんです。なので巡回講座で一生懸命日曜日出てみたり、夜出てみたりしてお話を
させていただいてるんですけども、なかなかなかなか浸透ができない。まだ数が足らな
いので、どんどん来られてもまた正直言って困る。

それの今、実際段階なので、温泉療法がいいというの私も知ってます。この近くでし
たら三朝温泉に温泉療法医がおられて、温泉でいろんなことをされてますし、兵庫県下
では有馬温泉が温泉療法医というのがおられて、やってるといのは聞いてます。ただ、
もとの本当の医療を行う先生をもう少し充足していかないといけないだろうなというこ
とと、将来につながる、病院が継続できるような体制を整ってからの話ではないのかな
というふうに思ってるわけです。

そんなふうなことで決して手をこまねいて見てるわけでもなく、いろんなこと考えな
がら、いろんな体制を見ながら、そしてまた国のほうの制度の考えを勘案しながら、そ
れと県庁の医務課のほうにも足を運んでお会いしてみたりとか、それから直接メールで
いろんなこと問い合わせてさせていただいたりとかと、いろんな方法に、東京のほうの
先生の意見を聞いたりとか、いろんな方面に意見を聞きながら、この浜坂病院、過疎地
の人口の1万5,000人足らずのところではどんな病院をつくり上げていったらいいのか
なということ、いろんな方にお知恵をかりながら今構築を進めているところでございま
す。そういった意味で飛び越えてのなかなか計画というのとはできない状況なので、その
あたりは御理解いただけたらありがたいなというふうに思います。どうかよろしくお願
いします。

○議長（小林 俊之君） 10番、西村銀三君。

○議員（10番 西村 銀三君） 医者の数というのは、もうこれまでからずっと課題なん
ですね。課題が解決されないというのは、この12年の結果だというぐあいに思ってお
りますし、その結果はこの3月の4億円の投入であったというぐあいに思うんです。で
すから僕が言うのはちょっと厚かましいんですけど、考え方を切りかえないと、医者の
数をとったらまた4億円かということになるような気がしてなりません。

4億円投入しなかったら、参事、この浜坂病院はどうなってるんですか。そこをちょっとお尋ねしたい。

それから先日、病院利用者の某先生がやっぱり怖いと、そういう話がありました。その先生の患者さんに向き合う姿勢ですね、改めて変わったのかどうか。僕は聞いた範囲では、やっぱり怖いなという意見が圧倒的でした。そこのところちょっと教えていただきたいです。

それとあと……。とりあえずそれだけにします。

○議長（小林 俊之君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） 4億5,000万円の補填の話でございますけれども、前の事務長さんからよくお話をこの場でさせていただいてと思うんですけども、資金不足比率というのが20%超えると再建団体に陥るといったことで、それを食いとめようと。じゃあ、再建団体に陥ったらどうなるんだということになったら、国とか県が入ってきてどんどんいろんな書類を書きなさい、つくりなさい。プランの大きいようなもんですね。そうなる浜坂病院の事務方だけではとても足りない。いろんな計画書出さないといけない。そうなる大変なことになるんだろうということを聞いておりました。そういった意味で資金不足比率が20%いうものを下回って、19.7だとか18%いう、うろうろというか、してたんですけども、毎年2億数千万円補填していただいて、その中で総務省から出す、発表される全国の病院の悪い順番にワースト何番ぐらいに載ってたということがありまして、その4億5,000万を、毎年2億ずつ出すのではなくて、もう4億5,000万円でゼロに一回してしまおうということで、昨年というんですか、28年度ですね、御無理をお願いして一回リセットするというふうな形にしたということで御説明をさせていただきたいと思います。

それと某先生の話でございます。私、直接その先生と幾度かお話をさせていただきました。ただ、私が見る限りは本当に患者さんに丁寧なされてる部分と、そうでない部分があります。そういった意味で、あの先生も浜坂病院一番困難なときに長年御尽力いただいた先生なので、一概にそれを否定して事務方の者が先生にどうのこうのというのはなかなか難しい部分があるなということがありましたけれども、過去に何度か膝を突き合わせてお話をさせていただいたんですが、そのときは、人間誰もそうなんですけども、私もそうですし、反省をされております。そういった意味でやっぱり性格の問題なのかなと思ってみたり、ただ、性格だけでそれを許してはだめなのかなと思ってみたりして、ただ、患者さんはその先生についての患者さんもたくさんおられるわけです。そういった意味で一概に否定がなかなかできないので、前回、3月の定例議会でしたかね、私のほうが先生に注意をさせていただきますということをここで大きな声で言わせていただきました。過去に2回ほど先生ともお話をさせていただいたりするんですけども、人間の性格はそうそう変わったり直らないというところがあって、まだそういった意味では地域で回ってるんですけども、おしかりの意見箱に時々入ります。意見箱にもうこ

んなんで腹が立ったと。時々で結構なんで、褒めてることもちょっと入れていただければ、人間ってあめとむちが非常に大切なんで、ぜひその部分についても、甘いかもわかりませんが、先生、こんなに入ってきたよみたいなこと言わせていただければ非常に私も人間関係がつくりやすいのかなというふうに思ってますんで、ぜひよろしく願います。答えになってるかどうかわかりませんが。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 今の某先生の話ですけど、浜坂病院で医局に対して物を申せるのはどなたですか。どなたなら医局に物を申すことができるんですか。事務長では無理ですね。

事務長にお尋ねします。事務長に着任してから、当然経営改善を図らなければならない、収益を上げなければならないという視点で着任をされると。まず、この部分だけは直さなアカンという点が多分あったと思います。それが全てじゃないですけども、少なくともここが直さなこれはだめだよという点があったように思いますが、そういうところがあったら指摘してくださいよ。

あと毎週土曜日に防災行政無線を使った放送があるわけですが、土曜日の夕方に、必ず浜坂病院の休診についてが入るんです。診療日の変更についてか休診について。極めてやっぱりイメージが悪い。ああ、やっぱりまた休んだんだと、また休んだんだというふうに私は率直に思います。これ何とかならないのかなと思います。

今度泌尿器科ができるわけですが、きのうも少し論議させていただきましたけども、浜坂病院ではドクターは大体、個人差もあるでしょうけども、何歳ぐらいまでだったら大丈夫だと。どっかの病院の、聖路加病院ですか、あそこの90何歳の方でもおられますけども、でもよくよく考えてみれば今日までほとんど高齢の方だと。少なくとも私よりは年長の方だと。そうすると病院の持続性を考えたときに、ドクター着任していただいて、何年こちらのほうにお願いいただけるのかなと、ものすごくこちらのほうの不安になるんです。

ましてや今度の待遇から言えば全部1年契約ですね。1年ごとですね。継続してということがないと。そうするとますます医師の定着というものについて大丈夫かいなという気持ちになるんですが、その辺はどう解釈させていただいたらいいでしょう。

○議長（小林 俊之君） まず、吉野病院事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） とりあえず着任以降の気のついたことということの御質問がありました。4月にかわってからでありますけれども、医局、病棟、事務、医療技術、それぞれみんな改革プラン等を意識しながら一生懸命経営改善というふうには取り組んでいるんですけども、風通しが少しよくないところがあるのかな。同じ方向を向いててもちょっと連携がうまくいきてなくて、そこをもう少し意見交換をしたりしていけばまた違ったいい面が出るのかなというふうに思っておりますので、私、4月以

降何とか風通しをよくしようということで極力職員間の間を回ったりしてお話をさせていただくことに努めております。

それから休診の放送の関係でございます。大概が派遣医師等の日程調整の中でなかなか日にちが調子が悪いときについてはやむなく変更する場合についてはそういった変更があるわけですがけれども、なるべくそういったことについては極力事前の調整をうまくして休診がないような努めをしていきたいというふうに思っております。

それから泌尿器科初め、今回、谷風先生、73歳ということで、関連してどれぐらいの年齢だったらお医者さんとしていけるんだらうかなということですが、具体的に正直何歳までいけるというのはなかなか難しいところではありますが、土江参事がいろいろと医師対策でいろんなところとアポイントとってもらったり医師の招聘活動していただいとるところですがけれども、なかなか、できれば気持ち的には40、50代、本当にばりばりのお医者さん来てほしいなというふうな思いがあるわけですがけれども、この2カ月いろいろお話を聞く中でこういったへき地の病院についてはそういう若いお医者さんというのはなかなか来てもらえないのが現実だなというふうに感じております。そういったところで例えばさっき土江参事のほうからお話がありました、うちの片岡先生、77、本当に現役ばりばりでやっておられますし、先日、谷風先生も少しお会いするところがありましたけれども、やっぱり本当に精力的な方ですので、70過ぎてもドクターというのは十分やっていけるんだなというような印象を持ったところがございます。いずれになりましても4月以降何とか病院改革プランを中心にいたしまして、今、回復期を担うということで浜坂病院地域包括ケアシステムの構築の中心的な役割ということで地域包括ケア病床の取り組みをしたりとか、そういった意味では地域を意識した地域の皆さんが御利用しやすいような病院づくりに心がけて少しでも経営改善ができるような形で職員一丸となって頑張っていこうというふうに取り組んでおるところでございます。以上です。

○議長（小林 俊之君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） 幾つか高橋議員のほうから御質問いただきました。

病院の中で医局に対して物が言える。当然ながら院長です。町長というのは、管理者なので、医局を仕切るということではなくて、院長が仕切る。医局に物が言えるのは院長、医師免許持ってるということです。

それと先ほど事務長のほうから休診の話がありました。私が把握してるのは、耳鼻科なんですね。耳鼻科の先生が兵庫医科大学から月曜日から金曜日まで来ていただいています。その中で時々月によって学校健診が入ります。そういった学校健診のために休診を、外来の診療ストップするとか、そこへ休診するというのがサイクルで入ってきますので、やむなくやはり皆さんにアナウンスしていかないと、休診してる、学校健診行って先生不在なのに時々来られるというトラブルがありますんで、そういった意味でケーブルテレビ等々使って放送させていただいてるのがよく病院は休みがあるなというふうになっ

てるんだというふうに思います。

私が記憶してるのは、総合診療科で毎日2診立ってますけれども、そこを閉鎖したということは私が勤務してる中では記憶にないということです。

それと小児科の関係でも時に変更はありますけども、休診だといったことでアナウンスした記憶もございません。

それと整形外科も片岡先生着任してからずっと来ていただいて、また曜日の変更はありましたけども、月から木まできちっと午前、午後とやっていただいていますし、金曜日につきましては派遣、応援の先生が1人来ていただいて、その先生、全く問題なく、去年でしたかね、インフルエンザで急に来れなくなったということであったかと思えますけども、そのときは放送したわけではなくて、玄関にもうきょうは整形ちょっと厳しいんですって3時間ぐらい看板持って私、立ってましたので、そういう放送はさせていただいてないというふうに思います。

それと医師の年齢ですけども、私も事務長と一緒に、例えば手術があるよとか、手術ってすごく体力要るんですね、外科系の。脳外なんかやったら12時間ぐらいの手術しますし、そういった意味ではやっぱり若い先生でなかったら体力ないだろうなと思えますけれども、浜坂病院では手術がないということで、御承知だと思いますけども、聖路加病院の院長ですか、日野原先生で100歳ですね、あの先生も今、診療されてます。全然もう認知症なんかかかってない。ようテレビにも出られますけども、2回ほどお会いしたことありますけども、非常に元気な方です。ですから医師が元気であれば年齢は関係ないかなというふうに思います。

もう一つ、最後に御質問ありました。任期付きの採用でここが終わってしまうんじゃないかということなんですけども、私が感じてるのは若い方はまず今は無理だろうな。土台をしっかりして、魅力をつけて、そして医学生なんかを呼び込んで、魅力を見せて、そこにベテランの先生がおられて、あっ、じゃあ、もうちょっと40代、50代になったら浜坂病院に来てもいいかなと思わせるような仕掛け、仕組みを考えていかないと、いきなり若い先生を引っ張ろうとしても絶対来ないと思います。来られるとしたらお金積んでという話になりますね。ですからそういうドクターは私は嫌いですし、多分皆さんに御迷惑かけるんじゃないかなと思いますので、そういった今、仕掛けをかけてる、仕組みをつくってるというのが段階でございます。以上です。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 来月19日から議会の視察で佐久病院に行くわけですから、当然参事も一緒に同行したらどうですか。同行されたら。今言われたことを佐久病院で質問していただきたいと、私はこう思ってますが、どうでしょうというふうに。私、ぜひ同行していただきたいなと思いがしました。

普通の一般市民の感情で、政治家には年齢はありません。関係ありませんと。今、ドクターにも年齢は関係ありませんと。ところが受けとめ方は、受けとめるほうの気持ち

としては、いやいや、そうじゃないよと、政治だって若い人の政治というのは大変魅力的に思いますし、何かを変えてくれるだろうという期待感もあります。それはそれぞれの個人差もあるでしょうし、技量差もあるでしょうし、一概には言えませんが、それは何よりも若いというのが財産だと、最大の魅力だというふうには思います。それは所見が違いますから、別に結構です。

そこで医局に物を言えるのは院長。院長に物言えるのはどなたですか。院長、こうこういう話はあるんだけど、これきちっと改善してほしいなと言えるのはどなたですか。

もう1点、医局担当の職員ですけど、継続してずっとあそこにおるんだけど、それはやっぱり適切か。なくてはならない人材ですか。以上です。

○議長（小林 俊之君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） 院長に物が言えるのは、私でも院長とお話できます。お願いすることも今までしてますし、それと特に院長も、うん、わかったというふうに言っていて、医局会で、医局、私、同席してますけども、ちゃんとお話をしているのが現状でございます。

それと長野県の佐久総合病院ですね。あそこ私、2回ほど行かせていただいたんですが、私としては今、浜坂病院にいて、そこを参考できるレベルではないと思ってるんです。やはり視察というのは、僕、同等レベルのどこ行かないと、いいところ行ってしまうと、ああ、いいところやったなで、もう私も過去に八鹿病院いて、いいところ行き過ぎちゃって、いいところやなと物まねができないんです、要は。だから物まねができるような、自分と近いような病院を行かないと視察はなかなか難しいかなと、感想に終わってしまうん違うかなということなんで、事務長さんまだ病院経験ないので、そういった新鮮な感覚で見て、視察と一緒に連れて行っていただけたらいいのかなというふうに思います。

佐久総合病院も私、2回ほど行きました。コンピューターの関係でも行きましたし、今、精神科の先生が院長されてますけれども、前もお話ししたと思いますけど、若月先生という昭和初期のころから非常に努力されて、当時リヤカーというのかな、車いうのかな、押し車か、そこに患者さんに乗せて、いわゆる木の板みたいな、そこに担架がわりにそれを乗せて病院に連れてきたりとかいうことが本当に何十年かけて今の病院が形成されてると思うので、それを見たからといって私は物まねはなかなかできないだろうなというので、ちょっと今考えてる病院がありまして、そこに違う職員と行こうかなということは考えてます。よろしいでしょうか。ちょっと答えになってるかどうかわかりませんが。

○議長（小林 俊之君） 吉野病院事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） もう一つ、医局担当ということでの御質問があったかと思います。医局担当といいますか、庶務係のほうがドクターに関する調整なんかはいろいろ中心になって行っておりますけれども、結構一番事務の中でも長い職になって

おりますが、4月以降私が拝見する中では、かなりドクターからもいろんな相談受けたりとか、信頼をいただいておりますというふうに感じておりますので、今の仕事続けていただきたらなというふうに変感よく思っております。

○議長（小林 俊之君） 15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 議長、事務局長、どうでしょう。行ったって意味ねえと言われたな。佐久病院。浜坂病院で参考になるようなことはまずないと。あそこのまねしようと思ったって、そんなもんはもう土台が違ふと。行ったってどうしようもないでと、こう言われた。困りましたな。

参事、私も25年ぐらい前かね、佐久病院行ったんです。対応していただいたのは、多分庶務係の係長さんぐらいだったと思います。きちとした上の方が出てきてという話じゃなかった。こういう気持ち、こういうやり方をしてますという話を聞いたときに、まだ20年前、20何年前の浜坂病院では当時は、うん、やっぱり役に立つことあるなと、ここをこうやったらもっといけるなというふうなところはたくさんありました。しかし、今現実のワーストランキングの何番目というようなところ、自治体病院がもうこんな状況になってる中では、ある意味そうかもしれない。もう役に立つところはないかもしれない。しかし、やっぱり行って何かを得てこなあかん。勉強してこなあかん、それは。参事にそういうふうにはぼんと言われたら我々議員として、議会としてやっぱり極めてショックだ。ちょっと修正していただだけませんか、内容を。私は大いに参考になるところだと思いますよ。それで相手も出てきて指導していただく、案内をしていただく方によっても相当違ふというふうに思いますから、いかがでしょう。

○議長（小林 俊之君） 土江参事。

○町参事（土江 克彦君） 私がどう今言った意味というのは、私が行っても物まねができないということで、参考になることはあると思います、たくさん。それが取り入れられるかどうかという問題だと思うんですね。ですから皆さん方で佐久総合病院がいいと思われれば行ってこれたら私はいいかなというふうに思いますけれども、私はそうではなくて、一般論的にやっぱり同等レベルの病院とお互い同じ悩みをして、いや、こんなしたらこんなやで、こうしたら変わったよということを言っただけであって、否定したわけではないんです。そこを御理解ください。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 1 1 分休憩

午後 2 時 1 1 分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

日程第 1 3 発議第 1 号

○議長（小林 俊之君） 日程第 1 3、発議第 1 号、新温泉町ふるさと産品地産地消推進条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

8 番、中村茂君。

○議員（8 番 中村 茂君） それでは、発議第 1 号、新温泉町ふるさと産品地産地消推進条例の制定について御提案させていただきたいと思います。提案者の中村茂が御説明を申し上げます。

本件に関しましては、池田議員、それから岩本議員、両議員の賛同を得て御提案申し上げます。

提案理由といたしましては、本町では、地産地消の取り組みが活発化しようとしている。地産地消は、地域内生産、地域内消費を略した言葉である。この取り組みは、安全で新鮮な農林畜水産物を初めとしたふるさと産品が消費でき、消費者と生産者の顔が見える関係が生まれ、交流と魅力発信が図られる。

本町の豊かな自然から生まれた農林畜水産物やすぐれた技術により生み出された産品のすばらしさを町民一人一人が再認識し、積極的に消費することで農林水産業等の振興につながり、その発展と拡大が地域経済を活性化させる。

これら、地産地消を町づくりの視点から捉え、新温泉町のさらなる発展と活性化を目指して条例を制定したいと、そういう提案理由でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。実際条例本文についてでございますが、御説明申し上げます。

前文といたしまして、私たちの住む新温泉町は、豊かな海や緑の山河に恵まれた町である。私たちには、この豊かな自然環境のもとで生産される農林畜水産物とその加工品を、ふるさとの財産として、誇りと愛着を持って次世代に継承していく大切な使命がある。そして、地域の食文化の結晶であるふるさと産品を、新温泉町を訪れる多くの方へ提供することは、新温泉町の魅力の発信、交流人口の増加、地域産業の発展と振興につながる。

よって、ここにふるさと産品に愛着と関心を寄せ、地元産品の地元で消費という地産

地消を推進するため、この条を制定すると。

目的、第1条ですが、この条例は、ふるさと製品のすばらしさが町民一人一人に再認識されることで、ふるさと製品の消費拡大が促進され、もって農林畜産業の振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

定義、第2条、この条例においてふるさと製品とは、町内で生産された農林畜水産物及びその加工品をいう。

町の役割、第3条、町は、ふるさと製品の振興及び普及の促進に努めるものとする。振興、普及の促進ということにおいては、町民周知であり、関係団体への要請なり、また予算措置なり、こういうことを含んでの振興及び普及の促進と、そういうふうな思いを持っております。2項、町は、学校給食等にふるさと製品を用いるように努めるものとする。学校給食等、等とつけた部分においては、もちろん学校給食、それから認定こども園とか、病院、福祉施設、道の駅など、そういう施設等含めての等でございます。

次に、事業者の役割です。第4条、ふるさと製品の生産及び製造にかかわるもの（以下「事業者」という。）については、確かな安全性及び品質を確保するため、生産技術の向上に努めるものとする。2項、事業者は、ふるさと製品の振興の普及促進に主体的に取り組むとともに、町及び他の事業者の取り組みに協力するように努めるものとする。他の事業者の想定としましては、第3次産業などの販売者と、そのような想定をしてるところであります。また、普及の促進に関し主体的に取り組むという部分においては、各種のイベントの開催だとか、それから生産者と消費者の交流促進だとか、農業体験や調理体験、これらのことを想定した中での食農教育、そういうようなことを想定しるところであります。

町民の協力、第5条、町民は、ふるさと製品の普及の促進に関する取り組みに積極的に協力するよう努めるものとする。

新温泉町地産地消の日、第6条、町は、ふるさと製品の普及の促進への関心及び理解を深めるため、新温泉町地産地消の日を定める。2項、前項の新温泉町地産地消の日は、毎月第3土曜日及びその翌日の日曜日とする。

附則、この条例は、平成29年7月1日から施行する。

以上の条文のもとでの提案でございます。議員諸氏の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。以上、説明とさせていただきます。

○議長（小林 俊之君） 提案者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 意地悪ではないんで、冷静に聞いてもらいたいと思うんですが、この条例が仮に制定されたら、ここにふるさと製品に愛着と関心を寄せて、地産地消が推進するというふうになってるんですが、その担保といえますか、裏づけは何でしょうか。例えば町の役割として、振興及び普及の促進に努めると、ふるさと製品も

ね、というふうになっているんですが、これは一体何をすることなのか。同じように事業者、そして町民は何をするのか。全て目的も曖昧であるし、それぞれの役割を求めているんだけど、何を求めるのかということが全くこの条例で読み取れないんですね。結果として、この条例が制定されたら地産地消が促進するという裏づけというのは何なのかということの説明をいただきたいと思うんです。

○議長（小林 俊之君） 中村茂君。

○議員（8番 中村 茂君） 第一の印象、感想として、そういう疑問が出たということとは、僕も理解できます。

この条文自体が理念、宣言的な条例になってますので、みんながこうしようと、そういうことをあえて明文化したと、そういう内容であるわけであります。

近年の地産地消の取り組みというのがこの新温泉町で高まってきているという僕は印象を持っております。この道の駅の開設を契機とした生産者組織の動き、具体的には出荷者協議会ですね、今49ぐらいの方が集まってきて、なおかつ今まだ多くなっていると。そういうこともあり、また町の魅力アップを求めて町や事業者、消費者が目覚めきっかけになればと、この条例の制定が、そういう意味で地産地消というものを時においてリード、誘導、バックアップする、そんな意味での、またみんなで取り組むと、そんな意味での条例というふうな位置づけを僕なりに持ったところであります。

既にさっき地産地消高まりと言ったんですが、この条例の背景の中では町においては27年4月1日時点で地産地消推進協議会を発足しておりますし、28年7月には地産地消等基本計画を策定し、なおかつ29年3月、この3月ですが、地産地消の日を定めて活動していると、そんな条例が後になってるわけですが、これらの動きをさらにバックアップしていくためにもみんながそれぞれの役割を持って、もっともったこの地産地消を進めていきたい。

また、大きな根底の中には、やっぱり農家の減少というものがあります。10年前に農家戸数1,698が現在1,450戸、15%の減になっている。その中で販売農家に至っては1,098の農家が832に落ちて、25%も減っていると。別の調査では、この町には、これ普及所の調べなんですけど、町の主作という部分では水稲、それから小豆、ソバ、野菜ではピーマン、夏イチゴ……。失礼しました。主作等では1,051件の生産農家があり、野菜においてはピーマン、キャベツ、大根、白ネギ、レタス、これが49件、果樹がブドウ、梨、梅、サンショウで101件、花卉が菊、グランドカバー、花木、19件の農家、それから畜産では肥育牛、繁殖牛、豚を入れて59件のそういう生産活動がなされるという現実があります。

さらに具体的に販売ということにおいては、これは農協の調べなんですけど、新温泉町産直部会とか、これらは兵庫県内、三田、猪名川、川西のほうへ商品を出して、この町のいい商品をどんどん出しているという現実がありますし、そういうのを含めて8部会321人が生産して出荷していると、そういうことが現実的にあります。

また、町内の農業に関する法人経営とか、そういう部分ではアイガモの谷口さんとか、新温泉町果樹園芸組合とか、そういうことを含めて11法人163人のそういう方がとっても頑張ってるという現実があります。それら、また生産者グループとか、朝市組合とか、そういう中で要は生産し売るところまで行く団体もありますし、生産してルートに乗せていくと、そんな余り表には見えないんですけど、そうして農産物を生産する努力をしてきたという経過がありまして、これをさらにもっともっと伸ばすことによって本町農業なりいろんな部分が活性化してくると、そういう願いをもってしてた条例でございます。ぜひ御賛同いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（小林 俊之君） 2番、谷口功君。

○議員（2番 谷口 功君） 丁寧に答えていただいて、提案者が地産地消の促進に情熱を持って取り組んでおられるということはよく理解できます。そしてまた、そういう地産地消が我が町で大きく進展していくということは私も望んでいるところです。

しかし、条例を制定するということについては、やっぱり慎重な検討が必要だと思うんです。私は、これ同じ議論を2回目するんです。それはそもそも我々が条例を制定したり提案したりするその背景というものをちゃんと踏まえておかなければならないと。その根拠として、議会が所蔵しているこれは本です。「例解立法技術」といって、林修三、吉國一郎という、いずれも内閣法制局長官を務められた方が書かれた本です。今の安倍内閣のもとでの内閣法制局長官とは全く違い、本当に根拠のある、権威ある私は著書だと思っています。この中で一番強調されている法律なり条例なりを制定するときには最も注意しなければならないこと、何々することに努めなければならない、国はとか、町はとかというような表現のもとに行政上の一種の指針を与えるにとどまる程度の内容を持つ法規あるいは条例はたくさん見られるようになったけれど、こういうものは立法してはならないという指摘をしてるんです。つまり条例、法令というのはどういうものかということのをちゃんと踏まえて条例制定してくださいということが書かれています。

悪い先例がありますから、そういう最もそぐわない条例を我が町も定めてしまっている先例がありますから、提案者だけを批判しようという意図はありません。しかし、やっぱりさっき申し上げたように、この条例によって町は具体的に何をするのか、あるいは生産者は何をするのか、町民は何をするのかということが明確にならない、そしてそうしなかった場合にはどういう罰則なりというふうな強制力を持たない、そういうものは条例にしてはならないということをこの吉國さんや林さんは言ってるんです。やっぱりそういう形式というのは大事なんだと。つまり我が町の条例全体の権威をおとしめることになる。つまり条例というのは、本当に守らなければならないものだ、その根拠をちゃんと示しているものでなければ条例全体の質が低下するということを示されているんです。

ですので、やっぱり気持ちはよくわかります。私も何かそういうことで地産地消を促進する具体的な提案というのは必要だなというふうには思っています。しかし、やっぱ

りここは行政と議会との関係ですから、そんなに対立関係にあるわけではありませんし、本当に力を合わせて我が町の地産地消を推進するためにこういうところに予算をつけて、こういう事業やろうじゃないかという議論はできるわけです。ですのでやっぱり先ほど申し上げたように、何々することに努めなければならないというようなものは条例ではなくて具体的提案をして、生産者ここで頑張ってるんだから、こういう助成しようじゃないかというような提案とか、我々予算を動かすことはできませんけど、しかし、そういう提案はできるわけですね。そして行政とも意思を通じ合って一緒に取り組んでいく、生産者や町民の皆さんにも協力いただくと、そういうことで十分事足りるのではないのでしょうか。ですから意識を喚起しようという気持ちはよくわかります。しかし、それは条例でということは少しそぐわないというふうに思いますが、どう考えられますか。

○議長（小林 俊之君） 中村茂君。

○議員（8番 中村 茂君） たくさん長い御意見、御解説いただけたんですが、たしか法律というか、条例もそうですから、そういう部分ではおっしゃることは大変よくわかります。

ただ、それがそういうものというのは行政がつくったらい違いかなと。要はあえて発議したというのは、やっぱりそういう部分に一定のやっていかんとあかんでということのを改めて決めてしまおうやと。やり方はもっとも意見させてもらうし、日常の審議の中でやっていくし、そういう部分で冒頭に申しましたように理念、宣言的な条例ということのを認めた中での条例制定であります。おっしゃることはすごくよくわかる。ここに書いてあるとおり、じゃ、何するんだいとわかる。でもこれをもとにして、例えばこの下の規則でもつくればまたいいわけだし、そんな方法というのは、ほかの方法もあると思う。条例も、条例までせんでもええがなと。町民憲章みたいなもんで地産地消を進める上でのああいうふうな形という憲章みたいなもんでももしかええかもわからん。でも一番議員として一つできる決め事が確定した、ができる方法をあえてとらせていただいたと。谷口議員のおっしゃることは基本だと思いますし、よく理解できます。

○議長（小林 俊之君） そのほか。

15番、高橋邦夫君。

○議員（15番 高橋 邦夫君） 私、これを読ませていただいたときに、今、2番議員さんが言われた部分というのは、それはあるなというふうに思いました。

しかし、今ちょうどこれはタイミング的にいいなというふうに思いました。というのは道の駅で売る商品が新温泉町産のみだと、野菜とかそういうものについては。新温泉町でとれたもの、あるいはつくられたものをあそこで売る。これが条例によって道の駅で物販をする場合には新温泉町産のものですという裏づけをこの条例によってできるという意味では、実効性があるなというふうに思いました。多分提案者がそこまで考えておられたかどうかは別にして、私はタイミング的にあの道の駅で売られるものになぜ新温泉町のものばかりしかないのかというのはこの条例で裏づけをしてると、裏づけがで

きるという立場で考えましたけども、提案者、どうですか。

○議長（小林 俊之君） 中村茂君。

○議員（8番 中村 茂君） ありがとうございます。一番のはしりはそういう部分もあります。一生懸命道の駅つくって、みんなが応援していかんとあかんと。もちろんつくくる人もそうだし、売る人もそうだし、買う人もやっぱり応援しようと、そういうことはもうもちろん背景には持ったの提案でございます。ありがとうございます。

○議長（小林 俊之君） そのほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小林 俊之君） では、質疑を終結いたします。

自席へ帰ってください。

○議員（8番 中村 茂君） よろしくお願ひします。

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小林 俊之君） 起立多数、13名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 請願第2号

○議長（小林 俊之君） 日程第14、請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

高橋委員長。

○総務教育常任委員会委員長（高橋 邦夫君） 昨日の委員会報告でも申し上げましたけども、改めて審査報告をいたします。

委員会に付託された請願を審査をした結果、次のとおり決定したので、新温泉町議会会議規則第93条の規定によって報告します。

記。1、審査事件、請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について。

請願者、新温泉町湯大字大城1684-29、美方郡教職員組合、執行委員長、村尾克彦。

審査の結果。平成29年第83回新温泉町議会定例会1日目の本会議において、本委

員会に付託された事件である。

その後、会期中における審査事件として、平成29年6月12日開催の委員会において審査を行った。

本請願は、子供たちの教育環境改善のため学級規模の引き下げ及び教育予算の財源確保等を求めるものであり、当委員会は本請願の趣旨を妥当と認め、全会一致で採択するものとした。以上です。

○議長（小林 俊之君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、この請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時39分再開

○議長（小林 俊之君） 再開いたします。

追加日程第1 意見書案第1号

○議長（小林 俊之君） お諮りいたします。ただいま意見書案第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定いたしました。

追加日程第1、意見書案第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。

9番、西村敏弘君。

○議員（9番 西村 敏弘君） 意見書案を朗読させていただきます。手元のほうに皆さんのところに今、書類が回ったと思います。

まず、この意見書の案でございますけども、何回も質疑もされてると思います。ポイントだけをあえて報告したいと思います。35人以下の学級につきまして、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっております。一人一人の子供に丁寧な対応を行うために、一クラスの学級規模を引き下げる必要があると思います。

ここで連合総合生活開発研究所の教職員の働き方、また労働時間に関する報告書では、七、八割の教員が一月の時間外労働が80時間、括弧書きで、これ過労死ラインですね、となっていることから、1割が既に精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかになっております。教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせない。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員もふえている。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることを憲法上の要請であります。

ここで最後の行ですが、子供の学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠であります。

こうした観点から2018年政府予算編成に下記事項が実現されるよう強く要望するものです。

記。1つ目、子供たちの教育環境改善のために計画的に少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2つ目、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成29年6月20日。内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。以上でございます。

○議長（小林 俊之君） 提出者の説明は終わりました。

提出者に対する質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認め、採決いたします。

別紙意見書案を原案のとおり決定し、国会並びに政府関係機関に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を国会並びに政府関係機関に提出することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択されました意見書第1号について、字句等の整理を要する場合は、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処置することに決定しました。

日程第15 議員派遣について

○議長（小林 俊之君） 日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付しました2件のとおり、派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

日程第16 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（小林 俊之君） 日程第16、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会より、閉会中における所管事務調査の申し出のとおりこれを決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の閉会中における所管事務調査は、申し出のとおり決定しました。

○議長（小林 俊之君） お諮りします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 俊之君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

第83回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月7日の開会以来、本日まで14日間の会期でありました。議員各位には、終始慎重に御審議いただき、それぞれ適切妥当な決定を見て、閉会の運びとなりました。

議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心よりお礼を申し上げる次第であります。

今期定例会を顧みますと、町政執行にかかわるさまざまな重要課題等について活発な議論が交わされました。

町長を初め執行部の皆さんにおかれましては、議会審議の過程での意見などを十分に尊重され、今後の町政運営に格段の配慮をなされますよう、要望いたしますとともに、懸案諸課題の解決に向けてさらなる努力を傾注されますよう望むものであります。

7月2日には兵庫県知事選挙がございますし、海開きとともに本格的な夏を迎え、日増しに暑さも厳しくなっております。議員各位には、くれぐれも御自愛いただきまして、町政進展のため一層の御活躍を賜りますよう御祈念を申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

岡本町長。

○町長（岡本 英樹君） 6月定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、6月7日から本日まで長期にわたり御精励を賜り、格別の御指導を賜りましたことを心から厚くお礼を申し上げる次第であります。

今期議会で御提案申し上げました全ての議案について、原案どおり御議決を賜りました。心からありがたく感謝をいたしておるところであります。今後とも格別の御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

これから季節もいよいよ梅雨の本格的な季節となります。蒸し暑い日々が続くことと思いますが、どうぞ議員各位におかれましては一層御自愛の上、町のさらなる前進に向けて一層の御支援、御協力を心からお願いを申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（小林 俊之君） これで本日の会議を閉じます。

第83回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後2時50分閉会
